

浦安市子ども・子育て支援総合計画

～すべての子どもと子育て家庭への切れ目のない支援を目指して～

【子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画】

(素案)

会議での意見を踏まえ、一部修正をしています。

平成 26 年 12 月
浦安市

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の対象	3
4 計画の期間	3
5 計画の策定	3
第2章 浦安市の子どもと家庭を取り巻く現状と課題	4
1 浦安市における子どもと家庭を取り巻く動向	4
2 浦安市子育て支援総合計画の評価	11
第3章 計画の基本理念と施策の方向性	14
1 基本理念	14
2 施策の方向性	15
3 施策の体系	16
第4章 重点施策	18
1 妊娠・出産から学童・思春期までの相談・利用者支援	18
2 未来を見据えた子育て・親育ちの支援	20
3 子ども・子育てを支える地域の協働	22
《トピックス》 浦安市少子化対策基金	24
第5章 子ども・子育て支援事業計画	26
1 教育・保育提供区域の設定	26
2 幼児期の学校教育・保育の充実	26
(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み	26
(2) 提供体制の確保、内容、実施時期	28
3 地域子ども・子育て支援事業の充実	32
4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供と体制の確保	43
5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項	45
6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項	45
7 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	48
第6章 子ども・子育て支援関連事業	49
1 安心して産み育てられる環境づくり	49
(1) 妊娠期からの切れ目のない支援体制の構築	50
(2) 母子の健康保持・増進や小児医療体制の充実	53
(3) 地域における子育て支援サービスの充実	56

2	幼児期の教育・保育の充実	58
	(1) 質の高い幼児教育・保育の提供	59
	(2) 多様な保育サービスの充実	61
3	次世代を担う子どもたちの教育、育成支援の充実	65
	(1) 生きる力を育む学校教育環境の充実	66
	(2) 放課後児童の居場所づくり	69
	(3) 子どもの豊かな個性と想像力を伸ばす機会の充実	71
4	すべての家庭が安心とゆとりを持てる子育て支援の充実	75
	(1) 障がいのある子どもや特別な支援が必要な子どもへの支援の充実	76
	(2) 子どもの権利擁護や児童虐待対策の強化	79
	(3) 子育て家庭への相談・支援の充実	82
5	地域で子どもを見守り大切にするまちづくりの推進	85
	(1) 子どもの安全を見守る環境づくりの充実	86
	(2) 子育て家庭を応援する地域づくりの充実	89
	(3) ワーク・ライフ・バランスの推進	91
第7章 計画の点検・評価について		93
1	計画の推進体制と方策	93
2	計画の評価のしくみと評価指標	94
資料編		95
1	子ども・子育て会議条例・運営要綱	95
2	子ども・子育て会議 委員名簿	99
3	子ども・子育て会議 検討経過	100
4	基礎調査の概要	102

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

本市の平成25年の合計特殊出生率は、1.11と全国的にも依然として低い傾向にあり、少子化が進行しています。一方で、保育園の待機児童数は平成23年度、24年度に保育園を新設し一時的に減少したものの、今後も計画的な施設整備がさらなる潜在需要を喚起すると考えられ、増加することが見込まれます。

また、本市の未来を担うすべての子どもが健やかに成長できるよう、安心して子どもを産み、育てることができる環境の充実や、幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎を担う重要な時期であることから、質の高い幼児期の学校教育、保育を総合的に提供するための環境づくりも求められています。

このような状況下で、国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立し、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援を充実することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から開始されます。

これらの法に基づき、浦安市で子どもを産みたい、子どもを育てていきたいと思えるような環境を築き、切れ目のない支援を行うために、「浦安市子ども・子育て支援総合計画」を策定し、子ども・子育て支援の取り組みを一層促進していきます。

◆子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て関連3法の成立
(子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、関係法律の整備法)

■すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援

- ・ 質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供
- ・ 保育の量的拡大、教育・保育の質的改善
- ・ 地域の子ども・子育て支援の充実

■子ども・子育て支援新制度を推進するための共通の仕組み

○基礎自治体(市町村)が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき、「子ども・子育て支援事業計画」を策定、給付・事業を実施
- 国、都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

○社会全体による費用負担

- ・ 社会保障の分野の1つとして「子育て」を位置づけ、消費税率引き上げによる増収から確保する
- 0.7兆円程度を含めた1兆円超程度を恒久財源として確保

○政府の推進体制・財源を一元化

- ・ 制度ごとにばらばらな政府の推進体制を一元化、財源を給付・事業に応じて一元化
- 「施設型給付」、「地域型保育給付」の創設

○子ども・子育て会議の設置

- ・ 有識者、地方公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして「子ども・子育て会議」を設置
- 基礎自治体は「地方版子ども・子育て会議」の設置が努力義務

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や業務の円滑な実施に関する事項を定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

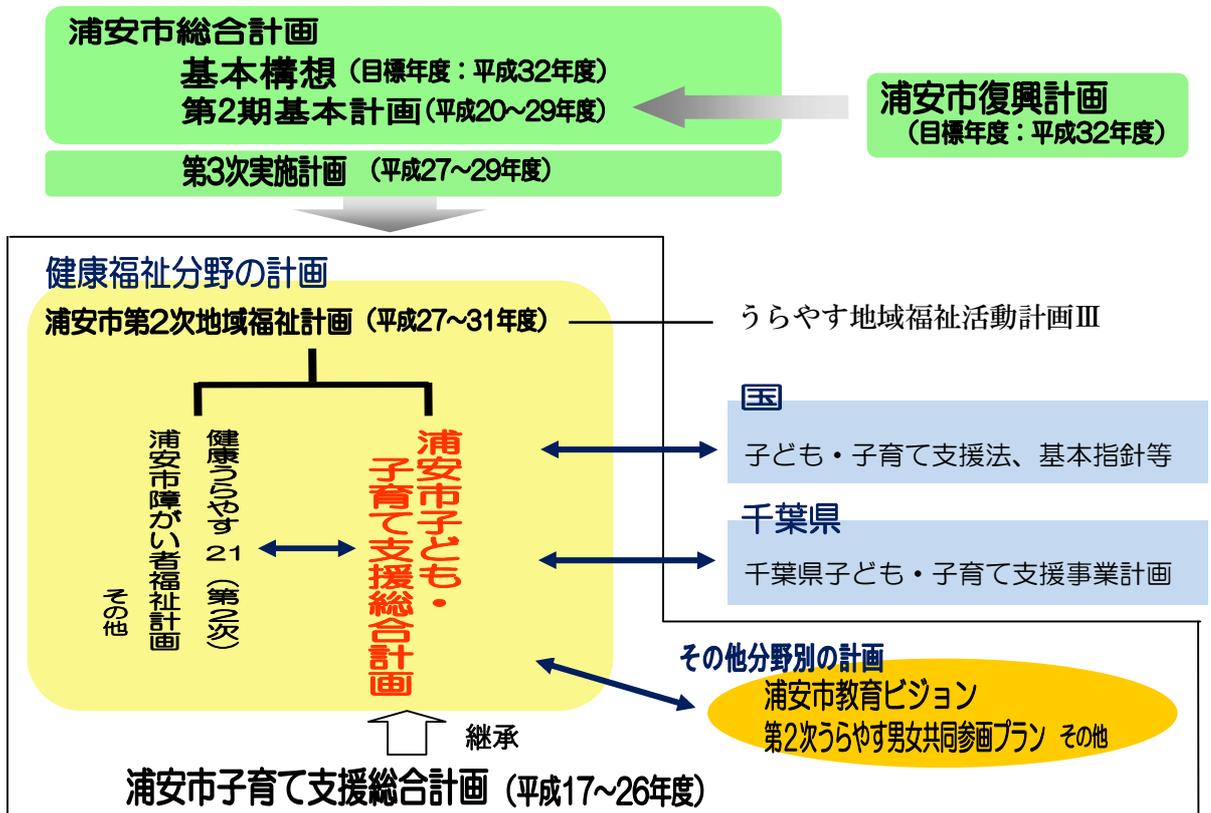
また、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年度に策定を行い、平成22年度より後期計画期間として推進を図ってきた「浦安市子育て支援総合計画（後期）」が平成26年度をもって計画期間が終了することから、「浦安市子育て支援総合計画」の内容を引き継ぐ計画として位置付け、本市の子ども・子育て支援施策を推進していきます。

さらに、本市の上位計画である「浦安市総合計画」や保健・医療・福祉・教育等の関連する個別計画と整合を図りながら、総合的に子育て支援を進める計画とします。

◆本計画と「浦安市子育て支援総合計画（後期）」の関係



◆上位計画及び関連する分野別計画

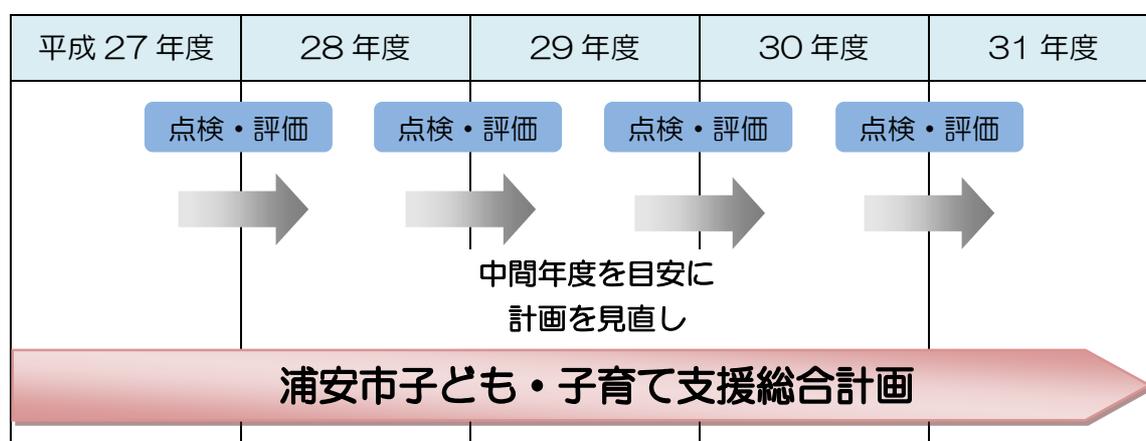


3 計画の対象

本計画は、浦安市に居住するすべての子ども（0歳から18歳）、子育て家庭及びこれから出産や子育てを迎える家庭に加え、地域で子育てを支える方や事業者を対象とします。

4 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間で1期として策定します。
 なお、計画期間中であっても、中間年度（平成29年度）を目安に本計画に定めた各事業の需要量（量の見込み）等の見直しを実施し、実態に即した計画の推進を行います。



5 計画の策定

本計画の策定にあたっては、市民、学識経験者、教育・保育や子育て支援に関わる団体の代表者、事業者の代表者からなる「浦安市子ども・子育て会議」を設置し、検討を行ったほか、計画策定に伴う基礎調査を実施し、アンケート調査やグループヒアリングによって得られた市民の教育・保育、子育て支援事業の利用状況や今後の利用意向等を本計画の策定に反映しています。

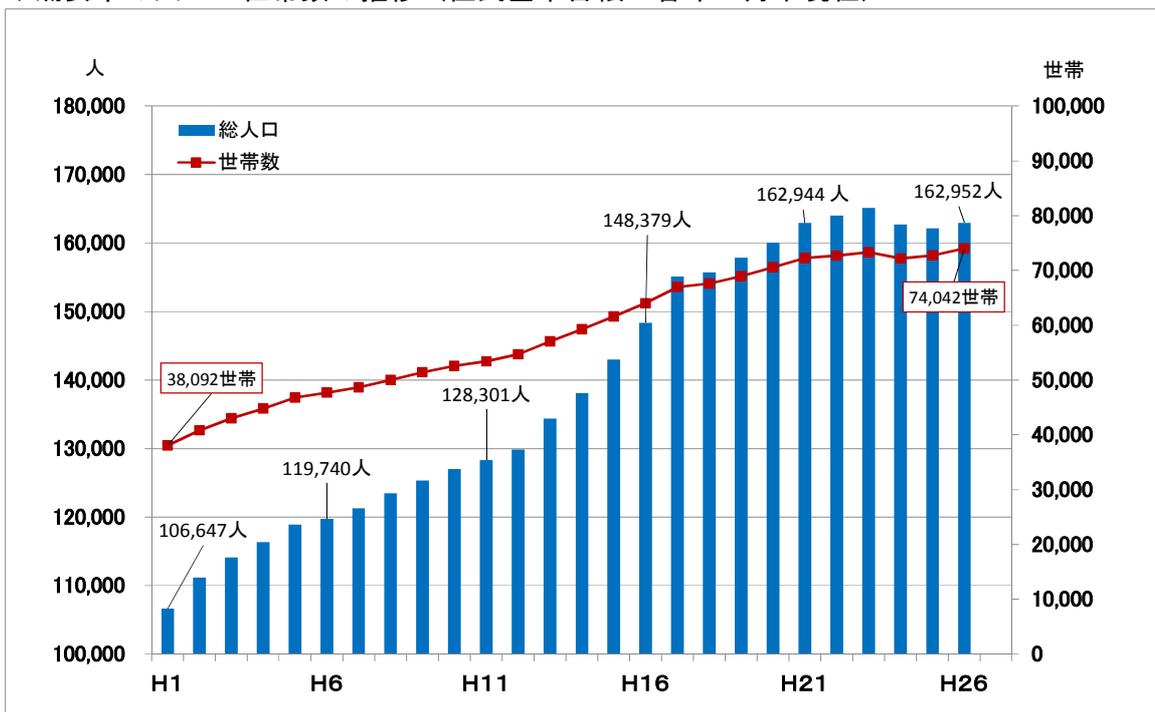
第2章 浦安市の子どもと家庭を取り巻く現状と課題

1 浦安市における子どもと家庭を取り巻く動向

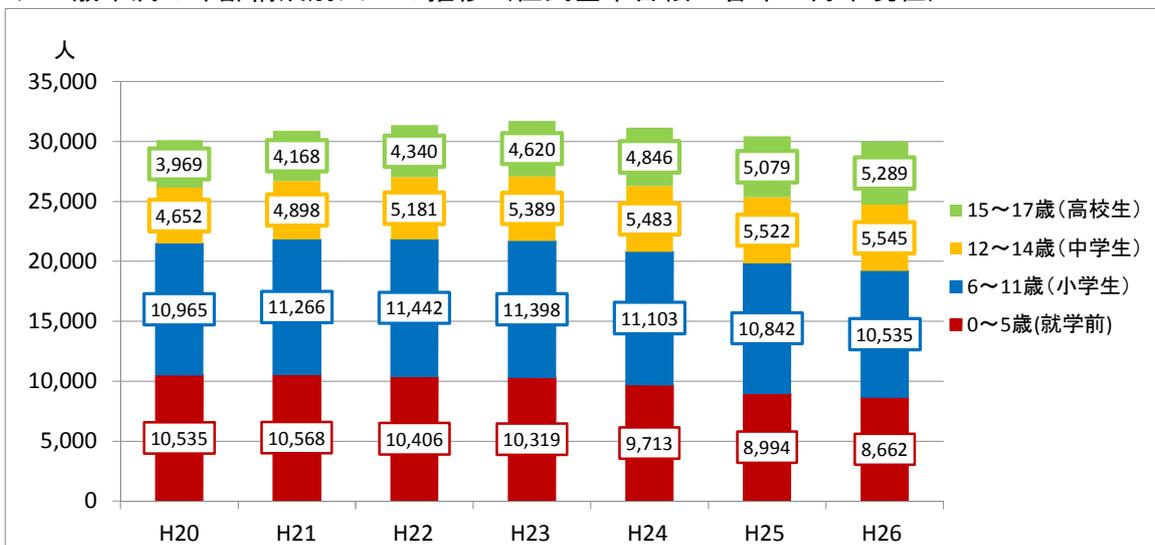
近年、総人口は横ばいとなり少子化が進行しています

本市の人口は平成26年3月末現在、16万2,952人、世帯数は7万4,042世帯となっています。人口は平成23年をピークにほぼ横ばいで推移するなか、18歳未満の子どもの数は減少傾向にあり、特に就学前児童（0～5歳）と小学生（6～11歳）の人口が減少傾向にあります。

◆浦安市の人口・世帯数の推移（住民基本台帳・各年3月末現在）



◆18歳未満の年齢構成別人口の推移（住民基本台帳・各年3月末現在）



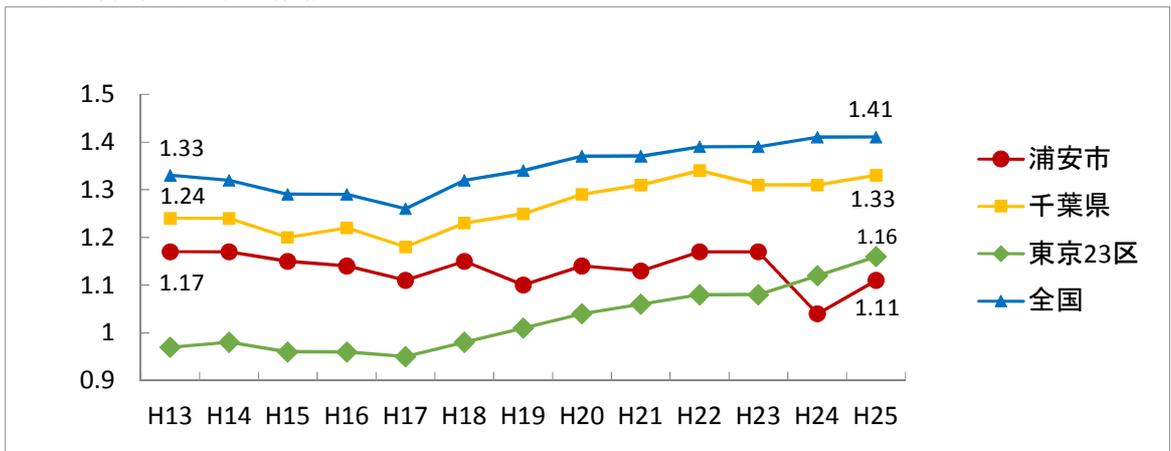
出生率の低下と11歳以下の子どもの数の減少が顕著です

浦安市の合計特殊出生率は、これまで全国や千葉県の水準を下回りつつも東京23区は上回る水準で推移してきましたが、平成24年は東京23区の1.12を下回る1.04となりました。平成25年は1.11と前年より若干回復したものの、引き続き全国や千葉県、東京23区の平均より低い数値となっています。

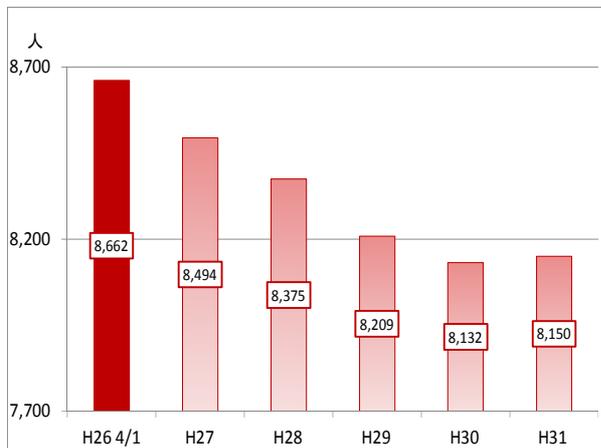
また、本市の今後の人口推計においても、就学前児童と小学生を中心に子どもの数が減少する見込みです。

子どもの減少は地域活力の低下、労働力の減少、社会保障における費用負担の増加など、社会的・経済的に大きな問題となります。

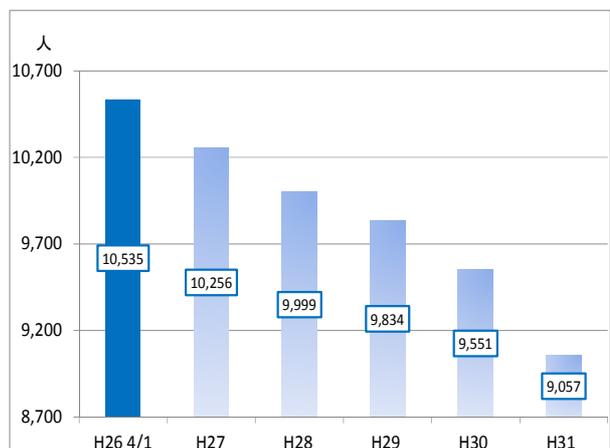
◆合計特殊出生率の推移



◆0～5歳の人口推計（H26のみ実績値）



◆6～11歳の人口推計（H26のみ実績値）

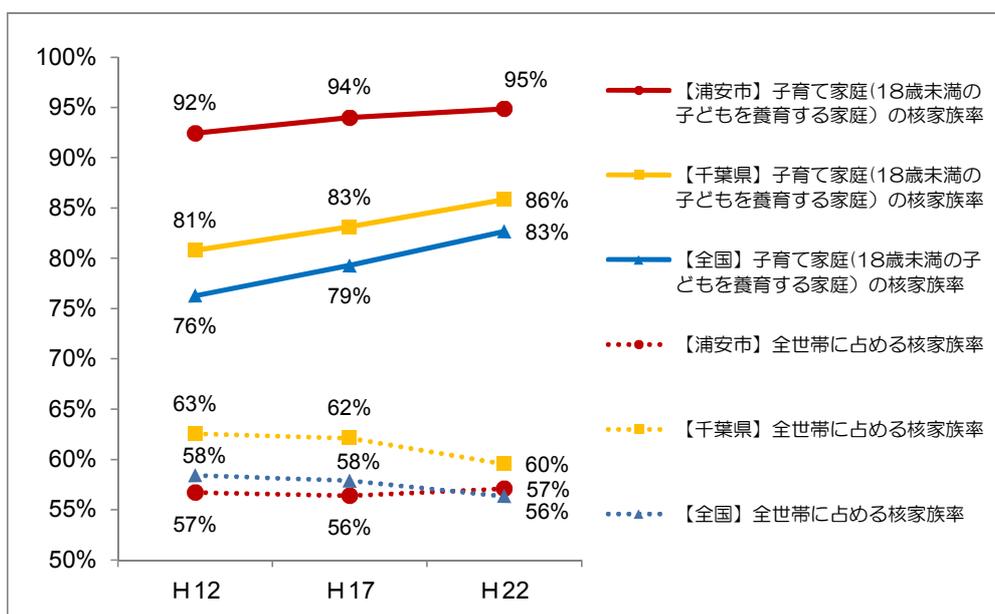


子育て家庭の核家族化が進行しています

子育て家庭の核家族化(平成22年 浦安市95%、千葉県86%、全国83%)や地域のつながりの稀薄化など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化しており、出産や子育てに関する親の身体的・精神的負担が増えています。

子どもを産みたい・育てたいと思えるような環境を整えていくためには、相談や親子同士の交流環境の充実、行政による妊娠・出産期からの切れ目のない支援体制の充実等が求められています。また、より良い親子関係を形成し、子どものより良い育ちを実現するために、「親育ち」を支援する環境づくりが必要です。

◆核家族率の推移（国勢調査）



幼児期の保育や教育、放課後対策などが求められています

待機児童は就労形態の変化や核家族化に伴い、今後も増加することが見込まれます。多様な保育ニーズに対応するため、量の確保が求められるとともに、一時預かりや延長保育などの多種多様な保育サービスの充実が求められています。また、幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎を担う重要な時期であるため、保育と質の高い教育を総合的に提供する環境づくりや幼稚園・保育園・小学校（幼・保・小）の連続した学びの連携が必要です。

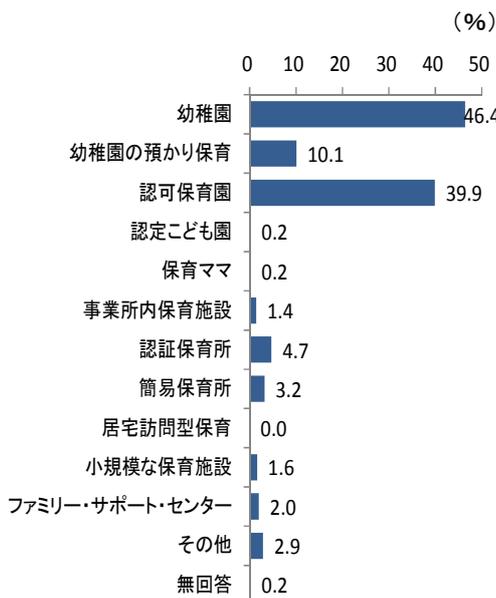
◆保育園入園児童数（保育幼稚園課） 各年4月1日現在

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
0歳	221	216	189	199	216
1歳	313	343	357	355	359
2歳	369	400	414	417	412
3歳	402	438	451	452	454
4歳	415	405	436	448	457
5歳	419	413	411	441	447
合計	2,139	2,215	2,258	2,312	2,345

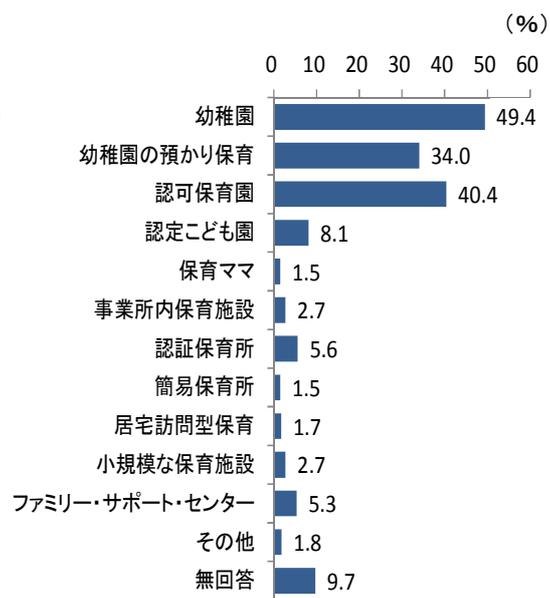
◆保育園の年齢別待機児童数（保育幼稚園課） 各年4月1日現在

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
0歳	0	1	0	0	0
1歳	47	44	29	45	46
2歳	17	7	2	17	0
3歳	13	11	7	20	19
4歳	5	0	0	0	2
5歳	0	0	0	0	0
合計	82	63	38	82	67

◆現在利用している教育・保育施設
（基礎調査【就学前児童保護者】）



◆今後希望する教育・保育施設
（基礎調査【就学前児童保護者】）



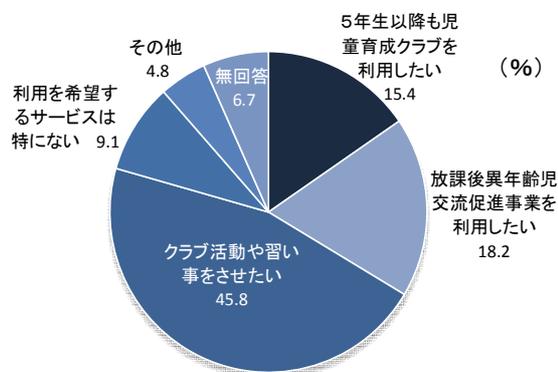
子ども・子育て支援新制度では、これまで「おおむね10歳未満(小学3年生)」とされていた児童育成クラブの受入対象が小学6年生まで拡大されました。子どもたちが豊かな心・感性・自主性等を育むとともに体力向上にも寄与するために、遊び場や学習・体験の機会の充実、多世代との交流が重要です。

◆児童育成クラブの状況(青少年課)

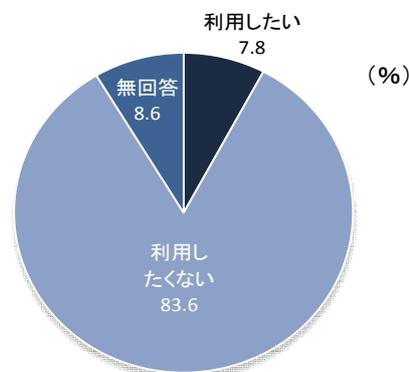
各年5月1日現在

	定員	施設数	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
浦安	98	3	85	100	81	104	85
南	90	2	65	65	61	77	93
南(分室)	85	1	43	56	52	53	53
北部	226	5	131	120	132	174	173
見明川	105	2	78	73	86	81	85
富岡	85	2	41	37	41	53	56
美浜南	70	2	56	42	50	55	56
入船北	75	1	23	25	28	26	30
東	75	1	66	70	65	74	84
東(北栄分室)	90	2	83	85	82	71	73
入船南	100	2	71	73	89	93	83
舞浜	120	2	105	113	108	114	124
美浜北	55	1	31	28	25	34	36
日の出	105	2	69	65	89	103	104
明海	60	1	40	31	36	50	64
高洲	195	3	100	95	110	127	154
日の出南	120	2	106	109	117	121	110
明海南	110	2	82	86	85	72	62
高洲北	128	3	87	95	102	104	101
東野	213	5	103	130	144	182	176
計	2,205	44	1,465	1,498	1,583	1,768	1,802

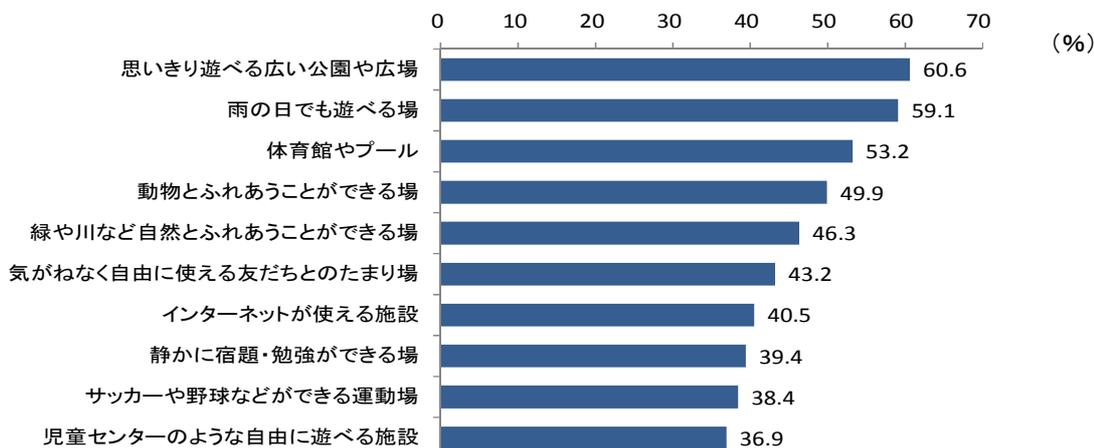
◆5年生以降の児童育成クラブ利用希望
(基礎調査【小学1～4年生保護者】)



◆5年生以降の児童育成クラブ利用希望
(基礎調査【小学5～6年生】)



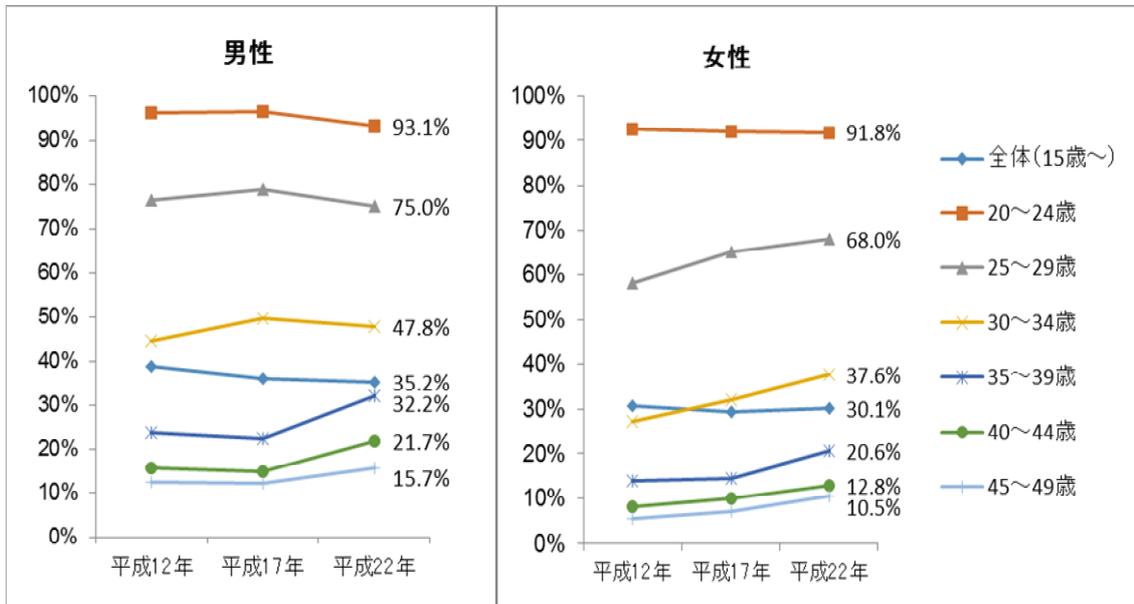
◆近くにあったらいいと思う遊び場・施設 (上位10位まで)
(基礎調査【小学5～6年生】)



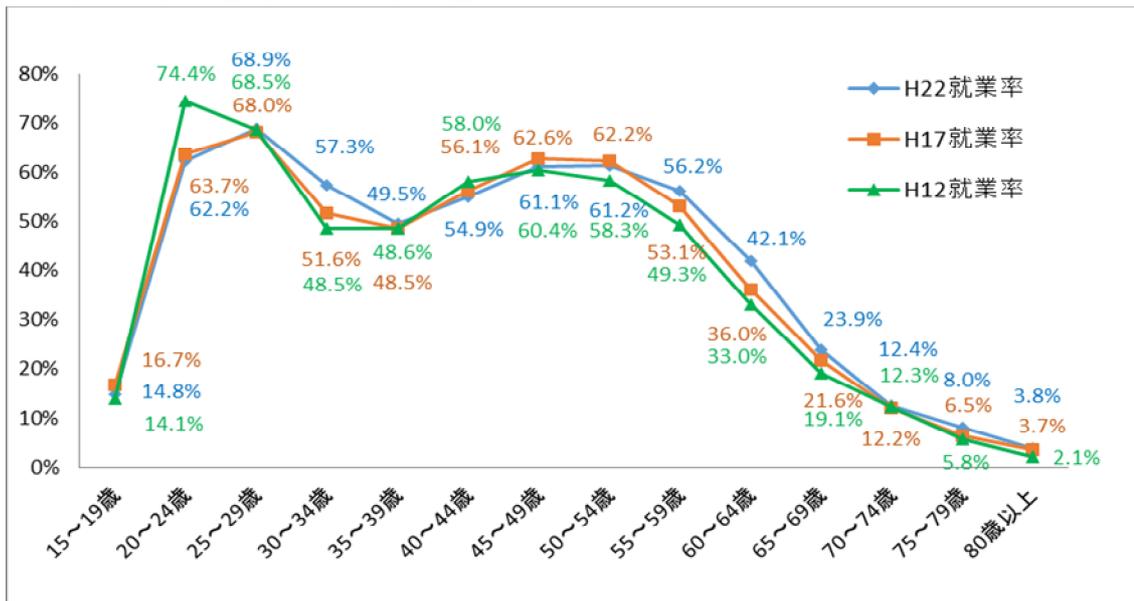
仕事と子育ての両立への支援が求められています

近年、未婚者数が増加傾向にあり、特に女性の25歳から29歳、30歳から34歳の未婚率が増加しています。また、依然として出産・育児期の女性就業率が落ち込んでおり、仕事と子育ての両立の厳しい状況です。就学前児童保護者を対象とした基礎調査の結果によれば、母親の多くは出産時就業しておらず、育児休業を取得した人は30%程度となっており、父親の取得は2.5%とさらに低い状況です。休業期間も希望より実際は短い傾向にあり、今後はワーク・ライフ・バランスの観点から、一人ひとりが生き生きと働き、家庭や地域生活でも充実した時間がもてる体制や環境づくりが必要です。

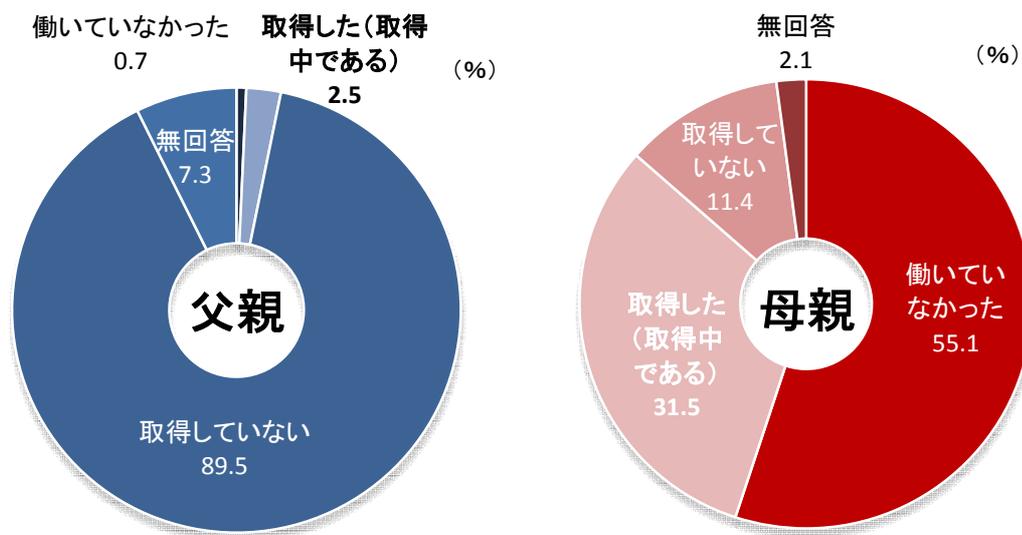
◆年齢階層別未婚率（国勢調査）



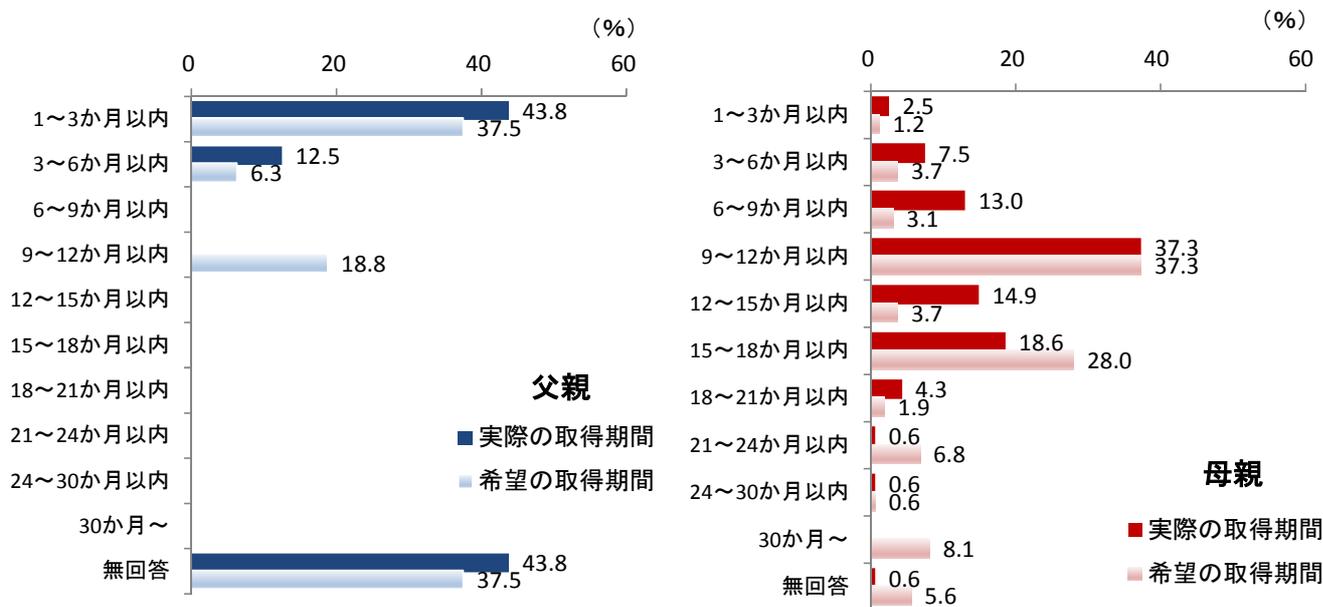
◆年齢階層別女性就業率（国勢調査）



◆育児休業の取得状況
(基礎調査【就学前児童保護者】)



◆育児休業の取得期間(実際と希望の比較)
(基礎調査【就学前児童保護者】)



2 浦安市子育て支援総合計画の評価

浦安市がこれまで取り組んできた子ども・子育て支援の施策・事業について、次世代育成支援行動計画にあたる「浦安市子育て支援総合計画（後期）」の施策体系ごとにとりまとめた評価は以下のとおりです。

1 生き生きと子育てができるまち うらやす

- (1) 就労形態の変化や核家族化に伴い、待機児童は今後も増加することが見込まれることから、ニーズに合わせて保育園や児童育成クラブ等の整備を進めていく必要があります。また、児童センターについては、今後用地の確保を含め整備を検討していく必要があります。さらに、こどもショートステイは近隣に当事業を行う施設がなく、現在の実施地が利用者に遠方であることから、改善を検討していく必要があります。
- (2) 一時保育などの多様な保育サービスを充実するため、今後も開設園の拡充や定員の増加について検討する必要があります。また、病後児保育のニーズは高いものの実際の利用者は少ないため、利用しやすく改善していく必要があります。さらに、「子ども・子育て関連3法」の制定に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例を制定する必要があります。
- (3) 子育ての不安感や負担感を軽減するため、親子同士が交流を深めネットワークを構築できる事業の充実が必要です。

2 子どもの輝く声が聞こえるまち うらやす

- (1) 市が行う母子を対象とした各種健診を受診しておらず、訪問指導を行っても実情を十分に把握できない家庭があります。こうした家庭では、子育てへの強い不安感や児童虐待などの問題を抱えているケースもあることから、妊娠時から早期に家庭と行政が繋がる仕組みや切れ目のない継続支援を行う必要があります。
- (2) 予防接種、フッ素塗布事業などは、保護者が受診すべき時期や種類を容易に認識できるよう情報の周知を図る取り組みを引き続き推進する必要があります。
- (3) 急病診療所は受診者が減少傾向にありますが、市民からのニーズの高い事業であることから、医療機関の協力を得て、引き続き実施する必要があります。

3 とともに学び・成長できるまち うらやす

- (1) 子どもの参画を進めこれから親となる世代を育成するため、ジュニアリーダーの育成や青少年リーダーを養成するとともに、青少年活動等を推進する必要があります。
- (2) 子どもの生きる力のさらなる育成に向け、教育環境の充実を図る必要があります。このため、少人数教育の実施、小規模学校選択制度の推進を

- 図るとともに、キャリア教育、消費者教育などの充実が求められます。
- (3) 地域での健全育成、家庭教育の向上を図るため、青少年相談員による健全育成活動の促進、家庭教育を支援する事業の充実などが求められています。
 - (4) 地域で子どもが健全に育つ環境づくりのため、薬物乱用防止対策の推進や地域でのパトロール活動の充実を図っていく必要があります。

4 子育てを地域で支えるまち うらやす

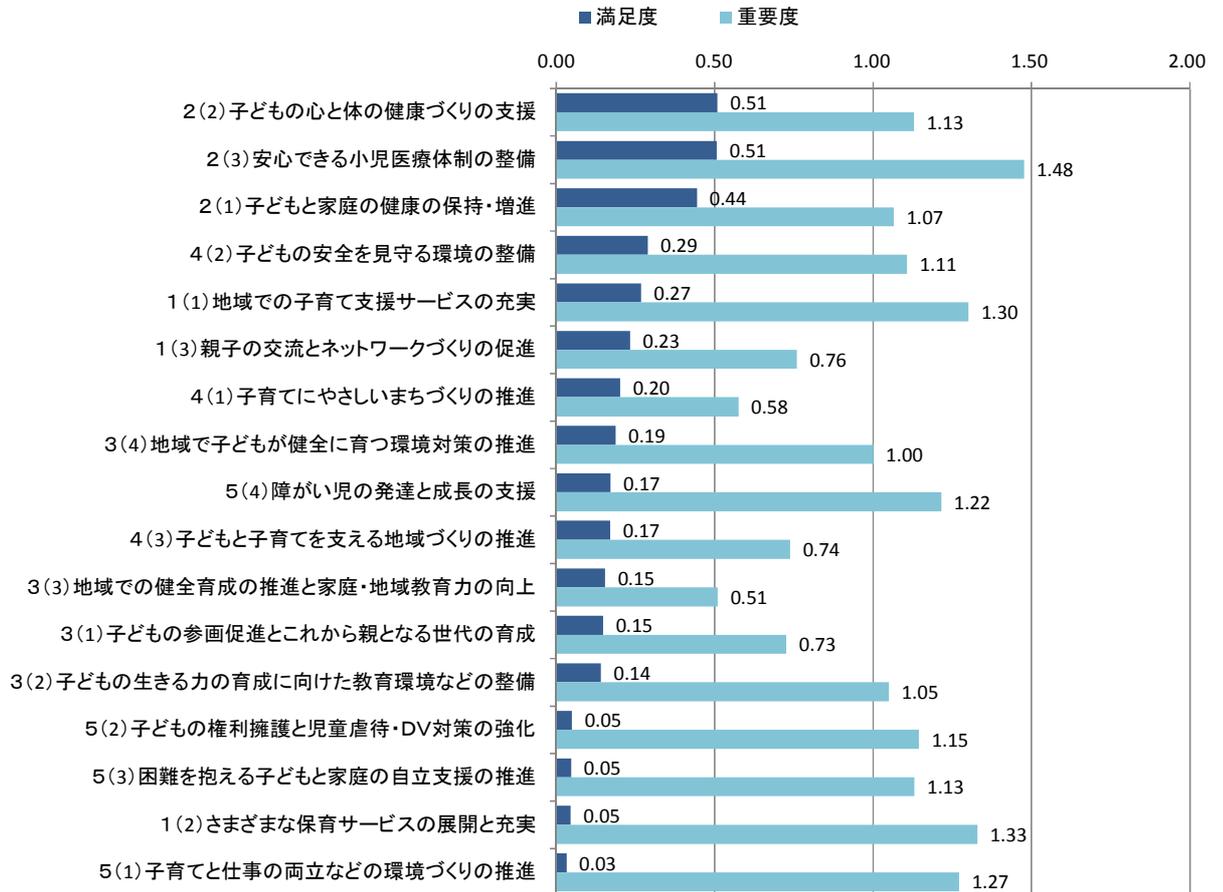
- (1) 妊婦や子育て家庭、子ども自身が日々安心して過ごすことができるよう、子育てに関する情報提供の充実を図るとともに、身近な遊び場や安全な交通環境などの整備が必要です。そのため、利用者が行政・民間の子育て情報を取得しやすいインターネット環境の整備や身近な遊び場である公園、プレーパーク（こどもの広場）の整備に取り組む必要があります。
- (2) 犯罪や不審者から子どもを守るため、警察などの関係機関や地域と連携して防犯対策を行うとともに、子ども自身が自分で身を守るための指導が必要です。また、学校にいる時間以外（放課後や休日）の子どもの意識啓発や中高学年の防犯ブザー携帯率の向上、地域の防犯組織との連携の充実に取り組む必要があります。
- (3) 地域で子どもと子育てを見守り支える環境づくりとして、子育て・家族支援者養成講座などを開催し、地域で子育て支援を担う人材を引き続き養成することが必要です。また、地域事業者に子育て支援への参画を促し、あかちゃんほっとすてーしょん（授乳やおむつ交換を行うことができる場所）の設置や子育て支援パスポートの協賛店を増やしていく必要があります。

5 一人ひとりが主役のまち うらやす

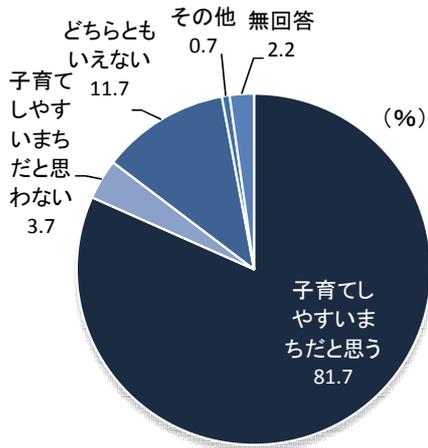
- (1) 家庭での時間、特に子育てにかかる時間をより充実させるためには、仕事と家庭の両立が不可欠です。このため、ワーク・ライフ・バランスの推進や企業の雇用環境の改善に関して引き続き啓発等を実施し、子どもを産み育てられる環境を醸成することが必要です。
- (2) 児童虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）の防止については、予防や早期発見が重要であり、市や関係機関の連携はもちろん、妊娠から子育て支援までの切れ目のない支援を行うなかで、これまで以上に保護者と行政が関わる機会を増やすなど、要支援家庭の早期発見、継続支援へつなぐための取り組みをさらに充実する必要があります。
- (3) ひとり親家庭の自立支援については、父子家庭への対象拡大や家庭状況の向上が図れるよう、利用者のニーズに沿った内容とする必要があります。また、多国籍化が進む中で外国人にとっても住みよいまちにするため、行政サービスの適切な情報提供を行うとともに、利用しやすい環境づくりを進めていく必要があります。

(4) 障がい児への支援については、発達段階に応じた切れ目のない支援を行う仕組みが構築されています。今後もこうした取り組みを推進していくとともに、保育園、幼稚園、学校等における加配人員、補助教員・支援員等の配置や教材、施設の充実を図り、支援の拡充を進めていく必要があります。

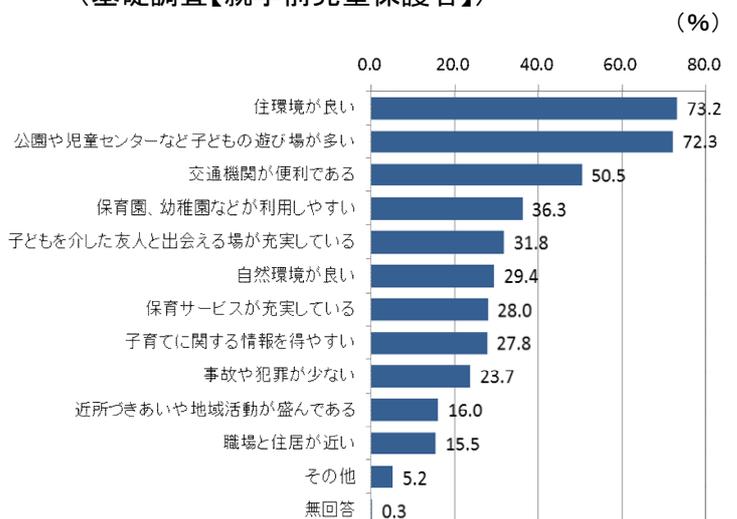
◆子育て支援総合計画への満足度・重要度
(基礎調査【市民】)



◆浦安市の子育てのしやすさ
(基礎調査【就学前児童保護者】)



◆子育てしやすいまちだと思う方：その理由
(基礎調査【就学前児童保護者】)



第3章 計画の基本理念と施策の方向性

1 基本理念

本計画では、国が示している子ども・子育て支援法に基づく基本指針や近年の子ども・子育てをめぐる社会経済状況、子育て支援総合計画（後期）の評価などを踏まえながら、浦安市における課題の解決を図るため、「浦安市子育て支援総合計画」の基本理念を引き続き継承し、市民、関係機関・団体、市の協働のもと、計画の推進と施策の展開を図ります。

浦安市子ども・子育て支援総合計画の基本理念

◆ 子どもが健やかに成長できるまち

すべての子どもが、伸び伸び、生き生き、それぞれの発達段階において、自らの力を十分に発揮し、健やかに成長し自立できるまちを目指します。

◆ 安心して、生き生きと子育てできるまち

誰もが安心して子どもを産み育てることができ、親自身も自己肯定感を持ちながら子どもと向き合い育ちあえるまちを目指します。

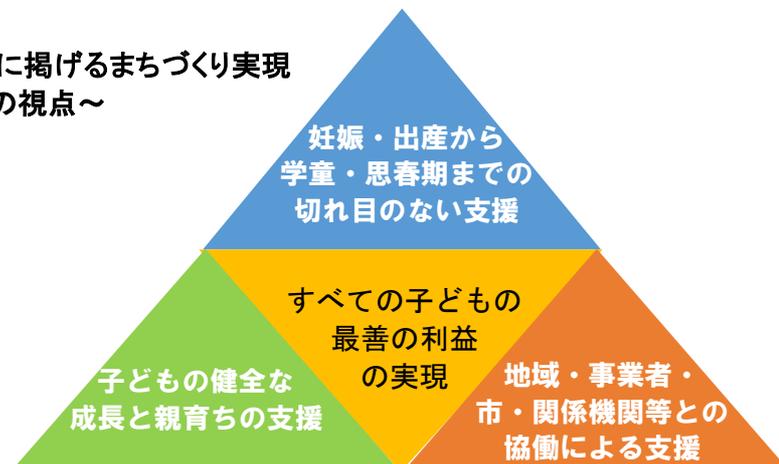
◆ 子どもと家庭を見守り・支えあえるまち

市や地域の市民、事業者等が力を出しあい、子育てや子どもの成長を見守り、互いに励まし支えあえるまちを目指します。

基本理念に掲げるまちづくりを実現するため、「妊娠・出産から学童・思春期までの切れ目のない支援」、「子どもの健全な成長と親育ちの支援」、「地域・事業者・市・関係機関等との協働による支援」の3つの視点をもとに、親はもちろん社会全体ですべての子どもが最善の利益を実現できるよう見守り・協働しながら、施策の推進を図ります。

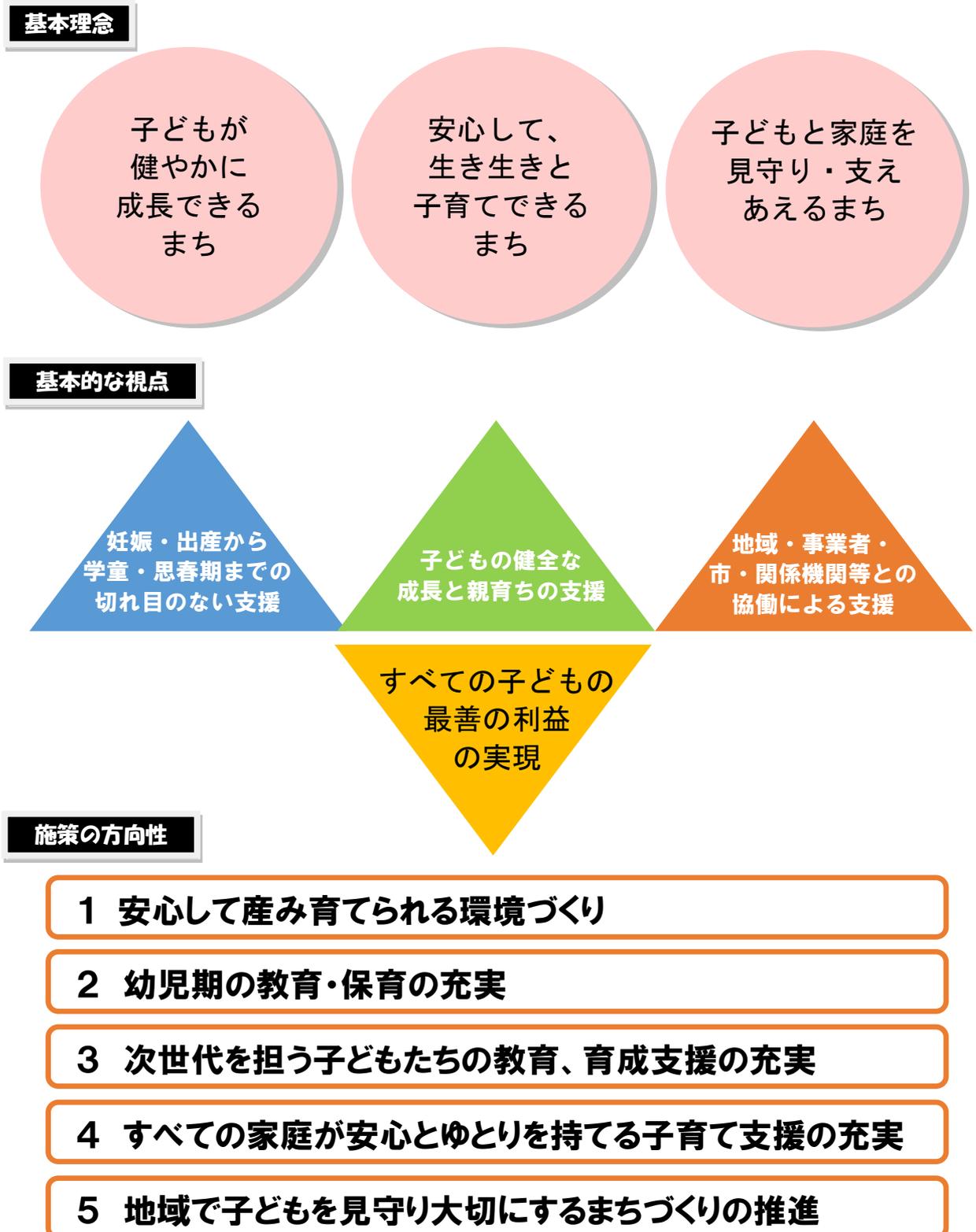
基本的な視点

～基本理念に掲げるまちづくり実現にあたっての視点～

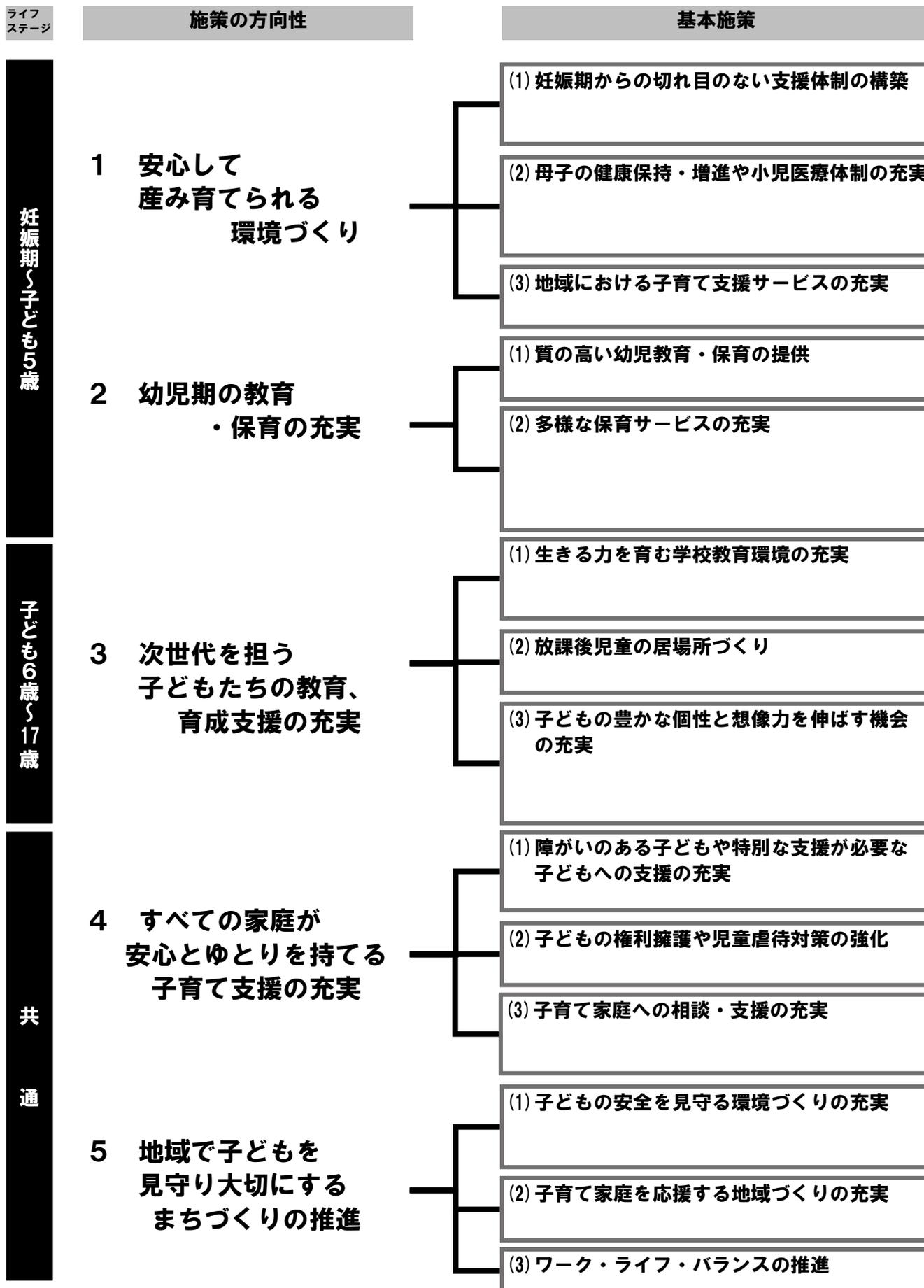


2 施策の方向性

本計画では、基本理念や基本的な視点を踏まえ、次の5つを施策の方向性として、体系的に子ども・子育て支援関連事業を展開していきます。



3 施策の体系



子ども・子育て支援関連事業

重点施策

妊娠・出産から
学童・思春期までの
相談・利用者支援

未来を見据えた
子育て・親育ちの支援

子ども・子育てを支える
地域の協働

1 子育てケアプラン作成等事業	5 地域子育て支援拠点の充実
2 子育て支援ギフト事業	6 子育てポータルサイト「MY 浦安」の充実
3 子育てケアマネジャー養成事業	7 子育てハンドブックの発行・配布
4 育児相談の充実	
8 産前学級の実施	13 健康教育の実施
9 産前・産後サポート事業	14 各種予防接種事業の実施
10 産後ケア事業	15 こどもの予防接種スケジュール作成支援事業
11 各種健診事業の実施	16 休日や急病時の医療体制の整備
12 乳児家庭全戸訪問事業	
17 幼稚園子育てすこやか広場の実施	20 望海の街子育てサロン支援事業
18 保育園園庭開放の実施	21 ほのほのタイムの実施
19 社会福祉協議会の子育て支援事業	
22 認定こども園の整備	25 公立幼稚園・認定こども園3歳児保育の実施
23 認可保育園の整備	26 浦安市就学前「保育・教育」指針の推進
24 地域型保育事業の充実	27 幼・保・小・中連携教育推進事業
28 一時預かり事業の充実	34 こどもショートステイの実施
29 理由を問わない短時間の一時預かり事業	35 ファミリー・サポート・センター事業の充実
30 病後児保育の充実	36 託児保育者派遣事業
31 延長保育の実施	37 公民館主催事業の保育の実施
32 休日保育の実施	38 保育サービス評価事業(第三者評価)の実施
33 エンゼルヘルプサービスの実施	39 認証・簡易保育所通園児補助金の交付
40 こども教育未来センター整備事業	44 ふるさとうらやす立志塾の開催
41 学校適正配置の推進	45 体力向上推進事業
42 少人数教育推進事業	46 生命や健康、性教育についての知識の普及推進
43 ふるさとふれあい教育活動推進事業	
47 児童育成クラブの整備・充実	50 放課後異年齢児交流促進事業の充実
48 児童育成クラブに係る評価事業の実施	51 青少年館・青少年交流施設事業の充実
49 児童センター事業の充実	
52 ふれあい体験「赤ちゃんとおそぼう」事業	58 子育て家庭向け公民館事業の充実
53 ブックスタート事業の実施	59 家庭・地域教育力を高める公民館事業の充実
54 子育て家庭向け図書館事業の充実	60 ジュニアリーダー・青少年リーダー育成の推進
55 うらやすこども大学の実施	61 青少年交流活動センター(うら・らめーる)の充実
56 子どもの自由な遊び場の整備	62 青少年健全育成活動の推進
57 子育て家庭向け郷土博物館事業の充実	
63 障がい者福祉推進事業	67 特別支援教育の推進
64 こども発達センターの充実	68 福祉用教材及び学校設備の充実
65 保育園、児童育成クラブの利用支援の充実	69 青少年サポート事業
66 まなびサポート推進事業	
70 DV 被害者に対する支援の充実	73 養育支援訪問事業の充実
71 児童虐待を早期発見するための啓発活動の推進	74 要保護児童対策地域協議会の充実
72 家庭児童相談の充実	75 いじめ問題等対策事業
76 子育て家庭への経済的支援の充実	80 ひとり親家庭への経済的支援の実施
77 奨学支援金支給の実施	81 青少年相談事業の充実
78 ひとり親家庭への相談・生活支援の充実	82 浦安市適応指導教室の設置
79 母子家庭等就労支援の充実	83 外国人相談窓口の実施
80 地域防犯ネットワークの充実	88 薬物乱用防止等対策の推進
85 移動防犯活動事業	89 子ども向け消費生活学習の推進
86 学校等防犯対策の充実	90 青少年補導員活動・地域パトロールの実施
87 交通事故防止対策の充実	91 子育て世帯に向けた平常時からの防災対策の広報、啓発
92 子育て・家族支援者養成講座の実施	95 子育て支援パスポート事業
93 地域子育て応援団事業	96 子育て応援メッセージ実行委員会補助金の交付
94 あかちゃんほっとすてーしょん設置の推進	
97 企業への男女の平等な待遇等の意識啓発の推進	99 女性の職業能力の開発と様々な働き方への支援の実施
98 仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進	100 ワーク・ライフ・バランス優良企業表彰制度の検討

第4章 重点施策

本計画では、基本理念に掲げる「子どもが健やかに成長できるまち」、「安心して、生き生きと子育てできるまち」、「子どもと家庭を見守り・支えあえるまち」の実現に向けて、100項目の子ども・子育て支援関連事業に取り組んでいきます。

これらの事業を通して切れ目のない支援を行い、すべての子どもの最善の利益を実現するため、3つの施策を優先的かつ重点的に取り組む重点施策として位置づけ、関連する事業を横断的、総合的に展開していきます。

切れ目のない支援を行い、すべての子どもの最善の利益を実現するために

重点施策 1

妊娠・出産から学童・思春期までの相談・利用者支援

妊娠期から開始される子育てケアプランの作成をはじめ、育児相談、子育て相談、学校教育相談など、子どもの誕生から成長段階、家族のライフステージに対応した各種相談体制を充実します。

また、すべての子育て家庭が自分に合ったサービスを容易に選択、利用できるよう、利用者支援の充実も図り、浦安市で安心して子育てできる環境を築きます。



重点施策 1 で取り組む事業の一例

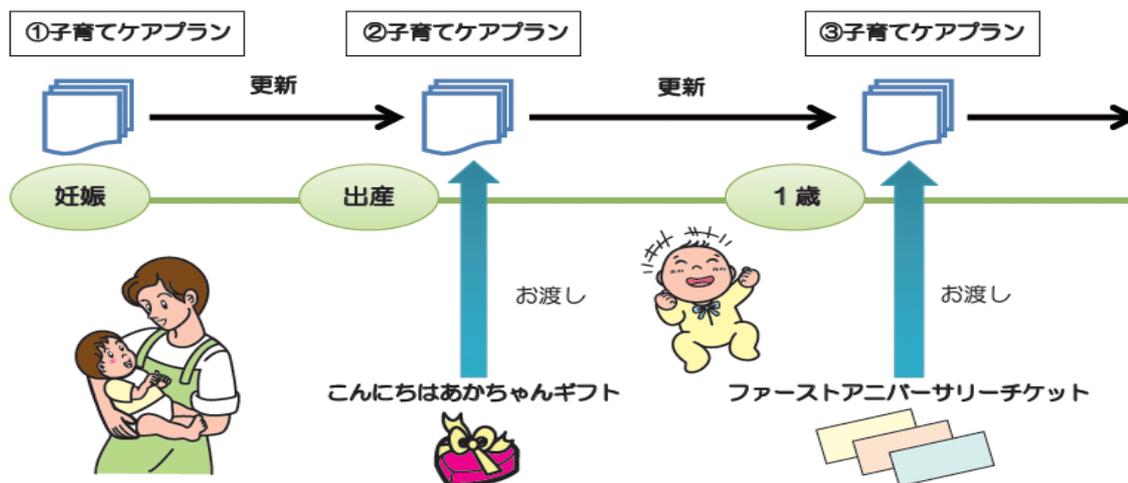
子育てケアプラン作成等事業

面談や電話で子育てに悩む保護者の相談を行うとともに、関係機関や育児制度、サービスの紹介を行います。

また、特に行政とのつながりが希薄になる妊娠から1歳6か月健診までの時期を中心に、子育てケアマネジャーと保健師が子どもの成長に応じた「子育てケアプラン」を作成します。



◆子育てケアプラン作成の流れ（平成26年度現在）



産前・産後サポート事業

妊娠期から生後約6か月までの子どもを持つご家庭を対象に、産前・産後サポーターが訪問し、円滑に育児がスタートできるよう相談により、家庭や地域での孤立感の解消を図ります。



子育てポータルサイト「MY浦安」の充実

行政・民間の子育て支援に関する情報を一元化し、妊娠中、子育て中の保護者にとって利用しやすく、分かりやすい子育てポータルサイトを提供します。

<http://www.myurayasu.com>

もしくは

MY 浦安

で検索

重点的に取り組む事業

事業番号	事業名
1	子育てケアプラン作成等事業
6	子育てポータルサイト「MY浦安」の充実
9	産前・産後サポート事業
12	乳児家庭全戸訪問事業
64	こども発達センターの充実
66	まなびサポート推進事業
72	家庭児童相談の充実
78	ひとり親家庭への相談・生活支援の充実
81	青少年相談事業の充実
82	浦安市適応指導教室の設置
99	女性の職業能力の開発と様々な働き方への支援の実施

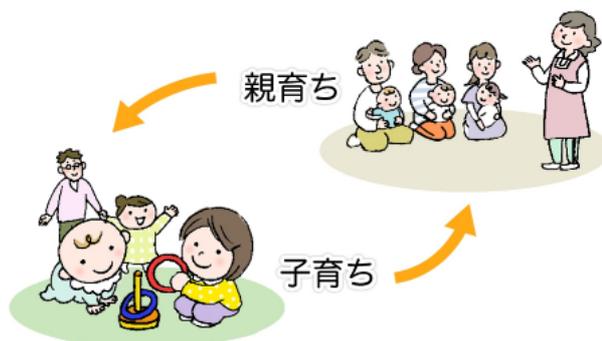
切れ目のない支援を行い、すべての子どもの最善の利益を実現するために

重点施策 2

未来を見据えた子育て・親育ちの支援

子育てとは、子ども自身が自らの力で心身ともに成長することを指します。私たち大人は子育てを支えるために、子どもが自らの育ちを模索するための居場所や遊び、集団行動などを通して様々な体験を得られる機会を提供し、健やかな成長を促す必要があります。

また、子どもたちの健やかな成長のためには、親自身が子育てに自信と喜びを感じ、ゆとりを持って子育てができるよう支援することも求められています。浦安市ではこうした子育て・親育ちの支援を充実し、浦安市で子どもたちが伸びやかに育ち、やがて次世代を育ていける環境を築きます。



重点施策 2 で取り組む事業の一例

ふるさとうらやす立志塾の開催

政治、経済、教育、文化等の各分野で活動される方々との交流や体験活動や集団討議で構成される研修会を通して、将来の浦安市のリーダーとして活躍する人材の育成をめざします。



うらやすこども大学の実施

市内在住の小学校 4~5 年生を対象に、市内の大学等と連携しながら、その専門性を活かして、こどもたちの「なぜ？」という探究心に可能な限り応え、未来の浦安を担うこどもたちを育成することを目的に開催します。



子どもの自由な遊び場の整備

プレイリーダーと呼ばれる指導者の見守りを受けながら、肥沃な土、実がなる木々、流れる水、焚き火や薪を使つての料理など、ありのままの自然の中で、子どもたちが伸び伸びと自由に遊び、様々な体験や交流を通じて創造性や自主性を育むことができるよう、高洲地区に「(仮称)こどもの広場」を整備します。



※イメージ図

産前学級の実施

初産婦を対象に、ウェルカム！ベイビークラスや妊婦健康講座、プレママクッキングを実施し、妊娠・出産・育児に関する知識やサービスの周知を行うとともに、子育てする親同士の交流を促進し、子育て不安の軽減を図ります。



重点的に取り組む事業

〈子育てに関する事業〉

事業番号	事業名
22	認定こども園の整備
26	浦安市就学前「教育・保育」指針の推進
27	幼・保・小・中連携教育推進事業
44	ふるさとうらやす立志塾の開催
47	児童育成クラブの整備・充実
50	放課後異年齢児交流促進事業の充実
52	ふれあい体験「赤ちゃんとあそぼう」事業
55	うらやすこども大学の実施
56	子どもの自由な遊び場の整備
60	ジュニアリーダー・青少年リーダー育成の推進

〈親育ちに関する事業〉

事業番号	事業名
8	産前学級の実施
13	健康教育の実施
59	家庭・地域教育力を高める公民館事業の充実

切れ目のない支援を行い、すべての子どもの最善の利益を実現するために

重点施策 3

子ども・子育てを支える地域の協働

子ども・子育てに関する支援はもとより、防犯や防災など安全・安心に子育てできる地域環境づくりに向けて、教育・保育施設、学校、行政機関、地域の民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会、企業、NPO、市民などが連携・協働して、子どもや子育て家庭を温かく見守り必要な手をさしのべる環境を築きます。



重点施策 3 で取り組む事業の一例

子育て・家族支援者養成講座の実施

市内で活動する子育て・家族支援者として十分な知識と技術を習得するための講座を実施します。また、講座修了後は活躍の場の紹介やバックアップ研修などを行い、子育て支援活動のフォローアップを行います。



子育て支援パスポート事業

市内協賛店舗で割引や付加サービスなどの特典を受けることができる子育て支援パスポート事業を引き続き実施します。また、一定期間継続して協賛している店舗を「子育て応援事業所」として表彰します。



地域防犯ネットワークの充実

地域における子どもの安全を確保するため、小・中学校の通学路を中心に市内巡回パトロールを行います。また、地域の自主防犯活動団体などの防犯活動支援や防犯キャンペーン、防犯講演会、防犯かけこみ110番店舗、事業者パトロール隊による見守りなど、地域防犯ネットワークを充実します。



望海の街子育てサロン支援事業

既存施設を有効活用し、子育て世代の定住促進を図ることを目的に、浦安市社会福祉協議会、浦安市、UR都市機構が協働して実施している「望海の街子育てサロン」の運営を支援します。



重点的に取り組む事業

〈地域全体で子どもを見守り、子育てを支える事業〉

事業番号	事業名
19	社会福祉協議会の子育て支援事業
20	望海の街子育てサロン支援事業
35	ファミリー・サポート・センター事業の充実
71	児童虐待を早期発見するための啓発活動の推進
74	要保護児童対策地域協議会の充実
92	子育て・家族支援者養成講座の実施
93	地域子育て応援団事業
95	子育て支援パスポート事業
96	子育て応援メッセ実行委員会補助金の交付
100	ワーク・ライフ・バランス優良企業表彰制度の検討

〈地域全体で安全・安心な子育て環境を守る事業〉

事業番号	事業名
84	地域防犯ネットワークの充実
86	学校等防犯対策の充実
90	青少年補導員活動・地域パトロールの実施
91	子育て世帯に向けた平常時からの防災対策の広報、啓発

《トピックス》 浦安市少子化対策基金

浦安市では、結婚・妊娠・出産・子育てにわたる切れ目のない支援を行うため、さまざまな少子化対策に有効な事業を実施できる財源として、30億円の基金を平成26年度に創設しました。

基金の運用にあたっては、以下の9項目の趣旨に沿って少子化対策基金対象事業として決定し、実施します。各項目の概要は以下のとおりです。

(1) 中学生・高校生年齢の子どもに対する、結婚、妊娠、出産、子育てに関する知識の普及に関する事業

次世代につながる切れ目のない子ども・子育て支援となるよう、これから親となる世代へ必要な知識の普及・啓発を行います。

(2) 独身男女の出会い・結婚支援及び結婚後に市内への居住を促進する事業

新たに浦安市で子育てをはじめのきっかけとなるよう、結婚し子どもや家族を持ちたいという男女の出会いや新しい生活の場の支援を行います。

(3) 妊娠期、出産期、子育て期に渡る相談支援に関する事業

核家族化の進行によって身近に出産や子育ての経験者がいない家庭も増えていることから、妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談支援を充実します。

(4) 産褥期の母子の心と体のケアに関する事業

出産は母体に心身ともに大きな変化をもたらすため、肉体的・精神的に不安定になる産後6～8週間の産褥期の支援を行います。

(5) 子育て中の親の心と体の負担感を軽減するための事業

子育て中の親が気持ちをリフレッシュし、子育てに対する閉塞感を和らげ、新たな気持ちで子育てに取り組むことができるよう、保護者の心と体の負担感を軽減する支援を行います。

(6) 子育て支援に関する情報提供、啓発に関する事業

子どもの発育や子育て支援サービスに関するさまざまな情報が溢れるなか、子育て中の人が必要な情報を容易に、正しく手に入れることができるような支援を行います。

(7) 地域における子育て支援サービスの向上に関する事業

子育てのさまざまな場面で遭遇する悩みや課題に対して、身近な場所で多様な子育て支援サービスを上手に活用しながら楽しく子育てできる支援を行います。

(8) 子育て支援に係る人材育成及び団体・企業への支援に関する事業

地域全体で子ども・子育て支援に取り組んでいくために、子育て支援に携わる人材の育成や子育て支援を行う団体・企業への支援を行います。

(9) 子育て世帯の経済的負担の軽減に資する事業

出産や保育・教育、その他子育てに要する費用負担を理由に出産や育児を躊躇する状況もみられることから、経済的負担を軽減する事業を行います。

平成 27 年度に実施予定の少子化対策基金対象事業は以下のとおりです。
 なお、平成 27 年度以降も対象事業の審査・決定を毎年度実施し、少子化対策基金を活用した少子化対策に有効な事業を拡充する予定です。

浦安市少子化対策基金対象事業（平成 27 年度実施予定）

事業番号	事業名
1※	子育てケアプラン作成等事業
2	子育て支援ギフト事業
3	子育てケアマネジャー養成事業
6	子育てポータルサイト「MY 浦安」の充実
9	産前・産後サポート事業
10	産後ケア事業
15	こどもの予防接種スケジュール作成支援事業
20	望海の街子育てサロン支援事業
29	理由を問わない短時間の一時預かり事業
52	ふれあい体験「赤ちゃんとおそぼう」事業
95	子育て支援パスポート事業
本計画事業外	うらやす婚活応援プロジェクト事業

※事業番号1「子育てケアプラン作成等事業」については、子育てケアマネジャーによる子育てケアプランの作成、子育て相談で構成されています。

このうち、子育てケアプランの作成が少子化対策基金対象事業となっており、子育て相談は、基金対象外の事業となっています。

浦安市少子化対策基金対象事業（平成 27 年度実施予定）の一例

うらやす婚活応援プロジェクト事業

本市が掲げる「出会い・結婚から妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援」の一環として、婚活を開催し、浦安市での出会い、結婚を応援します。

また、浦安市と結婚情報誌を発行する民間事業者との共同企画により、市の子育て支援施策や市内の結婚式場を紹介する特別編集冊子を発行し、浦安市で出会った男女が結婚し、浦安市に住み、浦安市で子どもを安心して産み、健やかに育てることができる魅力あるまちであることを市内外に発信していきます。



第5章 子ども・子育て支援事業計画

< 基本的事項（必須事項） >

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号において、教育・保育提供区域とは、「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」とされています。

自治体は、この教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに需要の指標となる「量の見込み」と供給の指標となる「確保方策」のバランスを見て、教育・保育施設や地域の子育て支援等を計画的に整備、推進することになります。

浦安市では、市域全体をそのまま教育・保育提供区域として捉え、1区域に設定し、計画期間である平成27年度から平成31年度における市域全体の需要量（量の見込み）を推計し、この需要に対する供給量とその方法（確保方策）を定めます。

2 幼児期の学校教育・保育の充実

(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

市では、幼稚園、保育園、認定こども園などの利用にあたり、子どもの年齢や保育の必要性に応じて利用のための認定を行います。計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」は、計画策定に係る基礎調査（平成25年10月実施）の結果を活用し、下表の認定区分別に定めます。

◆認定区分と対象児童・施設

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設・事業
1号認定	満3歳以上で教育を希望	認可幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上で教育・保育を希望	認可幼稚園、認可保育園、認定こども園
3号認定	満3歳未満で保育を希望	認可保育園、認定こども園、地域型保育事業

平成 27 年度から平成 31 年度までの計画期間における就学前児童（0歳から5歳まで）の人口推計及び幼児期の学校教育・保育の量の見込みは下表のとおりです。

◆就学前児童の人口推計

年齢	24年度 (実績値)	25年度 (実績値)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
0歳	1,270人	1,324人	1,374人	1,362人	1,351人	1,352人	1,348人
1歳	1,445人	1,294人	1,390人	1,384人	1,367人	1,342人	1,339人
2歳	1,540人	1,410人	1,250人	1,393人	1,381人	1,352人	1,323人
3歳	1,596人	1,536人	1,375人	1,273人	1,405人	1,381人	1,344人
4歳	1,631人	1,569人	1,534人	1,399人	1,286人	1,409人	1,381人
5歳	1,602人	1,624人	1,571人	1,564人	1,418人	1,295人	1,415人
合計	9,084人	8,757人	8,494人	8,375人	8,208人	8,131人	8,150人

※平成 24・25 年度は実績値であり、住民基本台帳より引用

◆幼児期の学校教育・保育の量の見込み

	25年度 (実績値)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定						
3-5歳の人口推計 量の見込み	4,729人 2,453人	4,480人 2,204人	4,236人 1,989人	4,109人 1,862人	4,085人 1,838人	4,140人 1,893人
2号認定						
3-5歳の人口推計 量の見込み	4,729人 1,624人	4,480人 1,968人	4,236人 1,968人	4,109人 1,968人	4,085人 1,968人	4,140人 1,968人
3号認定						
0-2歳の人口推計 量の見込み	4,028人 1,012人	4,014人 1,205人	4,139人 1,297人	4,099人 1,392人	4,046人 1,476人	4,010人 1,564人

(2) 提供体制の確保、内容、実施時期

設定した量の見込みに対し、教育・保育施設及び地域型保育事業による提供体制、確保内容及び実施時期（確保方策）を認定区分別に設定します。

◆1号認定

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定	満3歳以上で教育を希望	認可幼稚園、認定こども園

◆1号認定の量の見込みに対する確保方策

1号認定		25年度 (実績値)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
人口推計(3-5歳)		4,729人	4,480人	4,236人	4,109人	4,085人	4,140人
①量の見込み		2,453人	2,204人	1,989人	1,862人	1,838人	1,893人
②確保 方策	幼稚園、幼稚園型こども園 (特定教育・保育施設)	-	1,520人	1,276人	1,149人	1,125人	1,180人
	確認を受けない幼稚園 ※	-	845人	845人	845人	845人	845人
① - ②		-	-161人	-132人	-132人	-132人	-132人

確保方策の内容(平成27年度から平成31年度)

預かり保育を実施している公立幼稚園を幼稚園型認定こども園に移行します。また、地域の状況や小規模保育卒園児に対応するため、預かり保育や3年保育を実施する園を追加します。

※上記の「確認を受けない幼稚園」とは、国で創設された「施設型給付」対象の幼稚園とならず、施設型給付に伴う市の「確認」を受けない幼稚園のことをいいます。

なお、「確認を受けない幼稚園」は、平成27年度以降の計画期間内において、希望に応じて市の「確認」を受けることで、特定教育・保育施設へ移行することが可能となっています。

◆2号認定

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
2号認定	満3歳以上で教育・保育を希望	認可幼稚園、認可保育園、 認定こども園

◆2号認定の量の見込みに対する確保方策

2号認定		25年度 (実績値)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
人口推計(3-5歳)		4,729人	4,480人	4,236人	4,109人	4,085人	4,140人
①量の見込み		1,624人	1,968人	1,968人	1,968人	1,968人	1,968人
②確保 方策	幼稚園型認定こども園 幼保連携型認定こども園 (特定教育・保育施設)	-	334人	334人	334人	334人	334人
	認可保育園 (特定教育・保育施設)	-	1,566人	1,626人	1,662人	1,647人	1,662人
	確認を受けない幼稚園 ※	-	70人	70人	70人	70人	70人
	認証保育園	-	49人	20人	0人	0人	0人
① - ②		-	-51人	-82人	-98人	-83人	-98人

確保方策の内容(平成27年度から平成31年度)

(仮称)明海南認定こども園の開園(定員223人)、元町地域に認可保育園の開園(定員128人)、認可外保育園3園を認可保育園(合計150人規模)に移行、公立幼稚園8園を認定こども園に移行する他、元町地域・中町地域・新町地域に認可保育園の整備を進めます。また、認可保育園の認定こども園への移行を検討します。

※上記の「確認を受けない幼稚園」とは、国で創設された「施設型給付」対象の幼稚園とならず、施設型給付に伴う市の「確認」を受けない幼稚園のことをいいます。

なお、「確認を受けない幼稚園」は、平成27年度以降の計画期間内において、希望に応じて市の「確認」を受けることで、特定教育・保育施設へ移行することが可能となっています。

◆3号認定

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設・事業
3号認定	満3歳未満で保育を希望	認可保育園、認定こども園、地域型保育事業

◆3号認定の量の見込みに対する確保方策

3号認定（0歳）		25年度 (実績値)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
人口推計（0歳）		1,324人	1,374人	1,362人	1,351人	1,352人	1,348人
①量の見込み		225人	260人	293人	326人	360人	391人
②確保 方策	幼保連携型認定こども園 (特定教育・保育施設)	-	3人	3人	3人	3人	3人
	認可保育園 (特定教育・保育施設)	-	295人	315人	325人	335人	355人
	家庭的保育、小規模保育等 (特定地域型保育事業)※	-	10人	10人	10人	16人	28人
	認証保育園	-	4人	4人	4人	6人	6人
① - ②		-	-52人	-39人	-16人	0人	-1人

3号認定（1-2歳）		25年度 (実績値)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
人口推計（1-2歳）		2,704人	2,640人	2,777人	2,748人	2,694人	2,662人
①量の見込み		787人	945人	1,004人	1,066人	1,116人	1,173人
②確保 方策	幼保連携型認定こども園 (特定教育・保育施設)	-	66人	66人	66人	66人	66人
	認可保育園 (特定教育・保育施設)	-	885人	925人	949人	969人	1,009人
	家庭的保育、小規模保育等 (特定地域型保育事業)※	-	28人	28人	28人	40人	64人
	認証保育園	-	63人	63人	63人	61人	34人
① - ②		-	-97人	-78人	-40人	-20人	0人

確保方策の内容(平成27年度から平成31年度)

(仮称)明海南認定こども園の開園(定員223人)、元町地域に認可保育園の開園(定員128人)、認可外保育園3園を認可保育園(合計150人規模)に移行、公立幼稚園8園を認定こども園に移行する他、元町地域・中町地域・新町地域に認可保育園の整備を進めます。また、認可保育園の認定こども園への移行を検討します。

※上記の「特定地域型保育事業」とは、待機児童の多い0～2歳児を主な対象とした少人数の子どもを保育する事業で、以下の4種類があります。

小規模保育：利用定員6人以上19人以下の小規模な施設できめ細やかな保育を行うサービス

家庭的保育（保育ママ）：利用定員5人以下で保育ママの居宅などで家庭的な雰囲気で行う保育サービス

事業所内保育：会社の事務所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育するサービス

居宅訪問型保育：保護者の居宅で1対1の保育を行うサービス

◆幼児期の学校教育・保育(1号認定・2号認定・3号認定)の確保方策 総括

年度		平成27年度			28年度			29年度		
認定区分		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
人口推計 (B)		4,480人	4,014人	4,236人	4,236人	4,139人	4,139人	4,109人	4,099人	4,099人
①量の見込み (A)		2,204人	1,968人	1,205人	1,989人	1,968人	1,297人	1,862人	1,968人	1,392人
需要率 (B/A)		49.2%	43.9%	30.0%	47.0%	46.5%	31.3%	45.3%	47.9%	34.0%
②確保方策	認可保育園、幼稚園 認定こども園 (特定教育・保育施設)	1,520人	1,900人	1,249人	1,276人	1,960人	1,309人	1,149人	1,996人	1,343人
	確認を受けない幼稚園	845人	70人	-	845人	70人	-	845人	70人	-
	家庭的保育、小規模保育等 (特定地域型保育事業)	-	-	38人	-	-	38人	-	-	38人
	認証保育園	-	49人	67人	-	20人	67人	-	0人	67人
① - ②		-161人	-51人	-149人	-132人	-82人	-117人	-132人	-98人	-56人

年度		平成30年度			31年度		
認定区分		1号	2号	3号	1号	2号	3号
人口推計 (B)		4,085人	4,046人	4,046人	4,140人	4,010人	4,010人
①量の見込み (A)		1,838人	1,968人	1,476人	1,893人	1,968人	1,564人
需要率 (B/A)		45.0%	43.9%	36.5%	45.7%	46.5%	39.0%
②確保方策	認可保育園、幼稚園 認定こども園 (特定教育・保育施設)	1,125人	1,981人	1,373人	1,180人	1,996人	1,433人
	確認を受けない幼稚園	845人	70人	-	845人	70人	-
	家庭的保育、小規模保育等 (特定地域型保育事業)	-	-	56人	-	-	92人
	認証保育園	-	0人	67人	-	0人	40人
① - ②		-132人	-83人	-20人	-132人	-98人	-1人

3 地域子ども・子育て支援事業の充実

幼児期の学校教育・保育のほか、子ども・子育て家庭を対象とする事業として、下表の事業を展開、充実します。なお、地域子ども・子育て支援事業の対象事業の範囲は、子ども・子育て支援法で定められています。

◆地域子ども・子育て支援事業一覧

地域子ども・子育て支援事業	担当課	事業内容
利用者支援事業	こども家庭課	市が独自に養成した子育てケアマネジャーが、子育てについての相談に面接・電話で応じるとともに、保健師と一緒に産前・産後の保護者に子育てケアプランを作成します。
地域子育て支援拠点事業	保育幼稚園課	認可保育園に併設されている子育て支援センターやつどいの広場で、親子が交流できる場や子育てに関する相談・情報を提供します。
一時預かり事業 預かり保育 その他一時預かり	保育幼稚園課 こども家庭課	幼稚園、幼稚園型認定こども園で行う預かり保育のほか、家庭保育を行っている家庭で一時的に保育が困難になった場合に、保育園などで一時預かりを行います。
乳児家庭全戸訪問事業	健康増進課	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対して助言や適切なサービス提供を行います。
養育支援訪問事業	こども家庭支援センター	家庭相談員や保健師等が、乳児家庭全戸訪問事業等により把握した子育てへの不安感・孤立感が高い家庭や、児童虐待に至る可能性が高いと考えられる家庭、若年保護者の家庭へ訪問し、助言・指導を行います。
ファミリー・サポート・センター事業	こども家庭課	育児の援助を受けたい人、育児の援助を行いたい人の相互援助活動により、地域で子育て家庭の育児を支援します。
子育て短期支援事業	こども家庭課	保護者が病気、看護、出産、出張、育児疲れなどで、一時的に子どもの養育が困難になったときに保護者に代わり保育を行います。
延長保育事業	保育幼稚園課	認可保育園で、基本の保育時間を超えて子どもの預かりを行います。
病児・病後児保育事業 ※浦安市では病後児保育事業のみ実施(平成27年4月現在)	保育幼稚園課 こども家庭課	病気の回復期のため、集団保育や家庭での保育が困難な子ども(病後児)を預かります。
放課後児童健全育成事業	青少年課	保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、小学校区ごとに設置した施設で子どもの生活の場を提供します。
妊婦健康診査	健康増進課	妊娠期の母子の健康や安全を確保するため、妊娠期間中に合計14回まで、医療機関で健診を受けることができます。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	本市の事業内容は国の動向を勘案し、計画期間中に検討を行います。	
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	本市の事業内容は国の動向を勘案し、計画期間中に検討を行います。	

計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保、内容、実施時期（確保方策）を以降のとおり設定します。

①利用者支援事業

市が独自に養成した子育てケアマネジャーが、子育てについての相談に面接・電話で応じるとともに、保健師と一緒に産前・産後の保護者に子育てケアプランを作成します。

◆量の見込み、確保方策

利用者支援	25年度 (実績値)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (子育て相談件数)	455件	487件	514件	541件	566件	585件
量の見込み (子育てケアプラン作成件数)	-	4,262件	4,249件	4,227件	4,208件	4,205件

確保方策の内容

市で独自に養成している子育てケアマネジャーによる子育て相談の24時間受付並びに妊娠・出産から子育て支援までの切れ目のない支援の中核となる産前産後の保護者を主な対象とした子育てケアプランの作成を平成26年度より開始しています。

平成27年度以降についても、子育てケアプランの作成を継続的に実施し、子育て家庭を見守るとともに、相談実施箇所の増設や相談業務を担う子育てケアマネジャーの養成による増員を行い、充実を図ります。

◆用語解説

子育てケアマネジャー

平成18年度より浦安市で独自に実施している「子育て・家族支援者養成講座」により養成した相談員であり、子育てに関する全般的な相談や相談内容に応じて関係機関と連携を取り、担当機関を案内するワンストップサービスを行うほか、子育てケアプランの作成を行っています。

子育てケアプラン

平成26年度より、浦安市が少子化対策事業の一環として、独自に行っている事業です。対象は、主に産前産後の保護者としており、子育てケアマネジャーと保健師が保護者との面談を通じて、母子健康手帳交付時に1回目、出産前後に2回目、お子さんが1歳を迎える時期に3回目のケアプランを作成します。

1回目のケアプランでは、妊娠時期の公的支援のほか、出産に向けての目標や自分のできること、家族の支援などを検討し、一人ひとりにあったプランを作成します。

2回目以降のケアプランでは、本人の就労希望の有無を伺い、利用できる事業やサービスを検討し、一人ひとりにあったプランを作成します。

②地域子育て支援拠点事業

認可保育園に併設されている子育て支援センターまたはつどいの広場で、親子が交流できる場や子育てに関する相談・情報を提供します。

◆量の見込み、確保方策

地域子育て支援拠点事業	25年度 (実績値)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	85,564 人日	83,312 人日	85,916 人日	85,092 人日	83,994 人日	83,236 人日
確保方策	11 箇所	11 箇所	11 箇所	11 箇所	11 箇所	11 箇所

確保方策の内容

各施設がそれぞれの特色を活かし、利用者の確保に努めます。

◆地域子育て支援拠点一覧 (平成 27 年 4 月現在)



施設名
子育て支援センター
地域子育て支援センター
高洲保育園
海園の街保育園
弁天保育園
浦安駅前保育園
入船北保育園
しおかぜ保育園
ポピンスナーサリースクール新浦安
愛和元町保育園
つどいの広場
明海つどいの広場 (子育てテラスふらっと)
堀江つどいの広場

③一時預かり事業

幼稚園、幼稚園型認定こども園で行う預かり保育のほか、家庭保育を行っている家庭で一時的に子ども保育が困難になった場合に、保育園などで一時預かりを行います。

1) 幼稚園、幼稚園型認定こども園における在園児を対象とした預かり保育

保護者の就労や傷病などによる入院、病気等で家庭での保育が困難になった園児を幼稚園、幼稚園型認定こども園の教育時間の前後に家庭的な雰囲気の中で預かります。

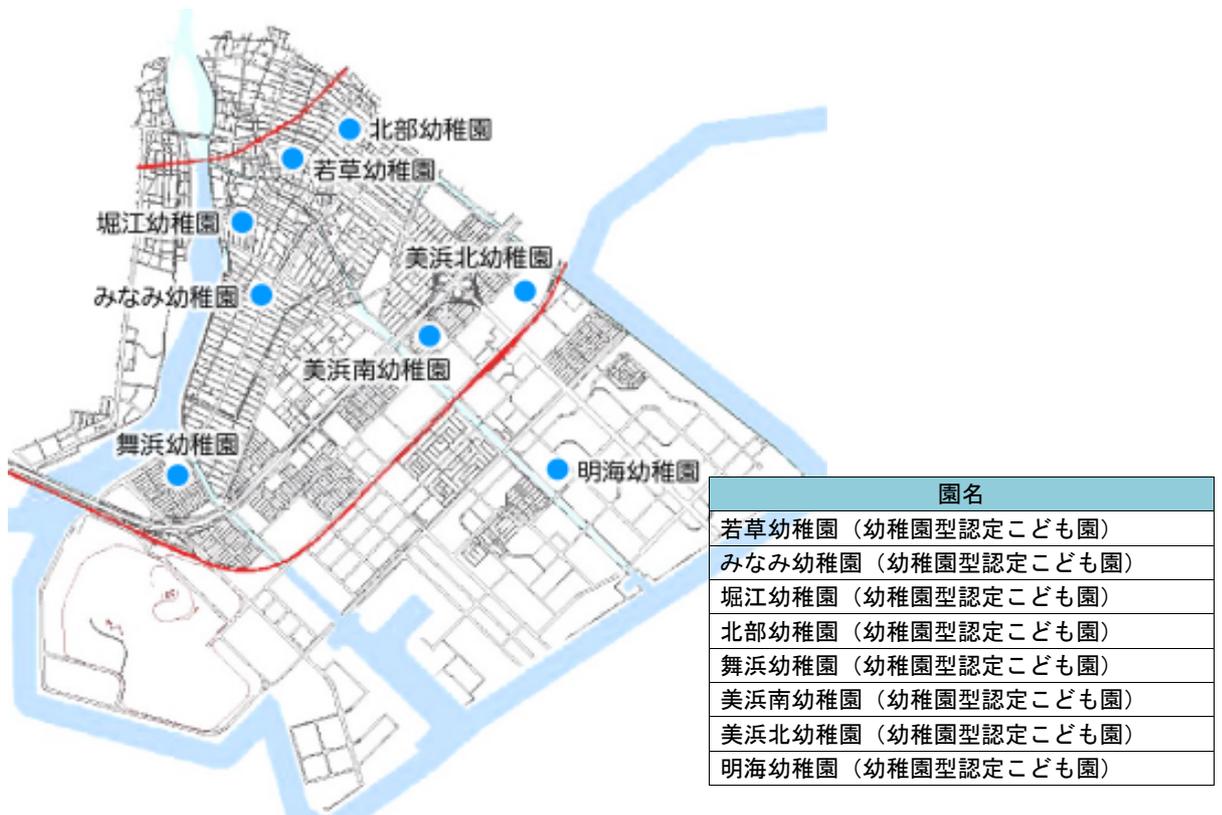
◆量の見込み、確保方策

預かり保育		25年度 (実績値)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
① 量の見込み	1号認定による利用	33,898人日	33,513人日	31,686人日	30,736人日	30,558人日	30,968人日
	2号認定による利用	48,927人日	48,092人日	45,470人日	44,107人日	43,851人日	44,440人日
②確保方策			- 101,260人日	101,260人日	101,260人日	101,260人日	101,260人日
		11箇所	13箇所	13箇所	13箇所	13箇所	13箇所
①-②			- 19,655人日	-24,103人日	-26,417人日	-26,851人日	-25,851人日

確保方策の内容

園全体の状況を見極め、一時預かり事業の調整を図ります。

◆預かり保育を実施する公立幼稚園型認定こども園一覧（平成27年4月現在）



2) 保育園・幼稚園・一時預かり専用施設で実施する一時預かり、ファミリー・サポート・センター（就学前 病後児対応を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

◆量の見込み、確保方策

その他一時預かり		25年度 (実績値)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		20,719人日	21,820人日	21,865人日	21,909人日	21,955人日	22,006人日
② 確 保 方 策	保育園・幼稚園・一時預かり 専用施設での一時預かり	-	34,912人日	39,712人日	44,512人日	49,312人日	49,312人日
	ファミリー・サポート・センター (就学前 病後児対応除く)	-	3,700人日	3,800人日	3,900人日	4,000人日	4,100人日
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	-	182人日	182人日	182人日	182人日	182人日
	①-②	-	16,974人日	21,829人日	26,685人日	31,539人日	31,588人日

確保方策の内容

保育園・幼稚園・一時預かり専用施設での一時預かり

実施可能な新規開設園等で一時預かり事業を拡大します。

ファミリー・サポート・センター事業（就学前 病後児対応除く）

現在の提供体制を提供会員の増加により充実するとともに、依頼会員となる利用者への事業周知を図りながら、引き続き実施します。

子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

現在の提供体制を維持して引き続き実施する一方で、現在の実施地が利用者にとって遠方であることから、実施先の変更を検討し、利便性の向上を図ります。

◆事業一覧・概要

事業名	実施場所	内容
保育園で実施する一時預かり (一時保育)	施設	週1～3日の範囲内の継続的な就労、病気やけがで入院・通院するなど、家庭での保育や育児が困難になる方、保護者の私的理由により保育を必要とする方が利用できる事業。
幼稚園等で実施する一時預かり (短時間の一時預かり)	施設	主にリフレッシュを目的とした、短時間の保育を希望する方を対象に、預ける理由を問わず保育を行う事業。
一時預かり専用施設で実施する 一時預かり	施設	主に在宅で子育てをしている方などを対象に、預ける理由を問わず保育を行う事業。
ファミリー・サポート・センター (就学前 病後児対応を除く)	居宅等	育児の援助を受けたい人、育児の援助を行いたい人の相互援助活動により居宅等でお子さんを一時的に預かる事業。
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	施設	児童養護施設等で保護者に代わり保育を実施する事業。

◆一時預かり実施施設一覧（保育園・幼稚園・一時預かり専用施設）
（平成27年4月現在）



④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対して助言や適切なサービス提供を行います。

◆量の見込み、確保方策

乳児家庭全戸訪問事業	25年度 (実績値)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (赤ちゃん訪問:訪問人数)	1,255人	1,374人	1,362人	1,351人	1,352人	1,348人
量の見込み (母子保健推進員:訪問人数)	1,232人	1,374人	1,362人	1,351人	1,352人	1,348人
訪問率	92.4%	100%	100%	100%	100%	100%

確保方策の内容

実施体制(職員人数): 個人委託助産師及び保健師8名、母子保健推進員35名
実施機関: 健康福祉部健康増進課

⑤養育支援訪問事業

家庭相談員や保健師等が、乳児家庭全戸訪問事業等により把握した子育てへの不安感・孤立感が高い家庭や、児童虐待に至る可能性が高いと考えられる家庭、若年保護者の家庭へ訪問し、助言・指導を行います。

◆量の見込み、確保方策

養育支援訪問事業	25年度 (実績値)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (訪問世帯数)	26世帯	40世帯	40世帯	40世帯	50世帯	50世帯
量の見込み (延べ訪問世帯数)	167世帯	180世帯	180世帯	180世帯	200世帯	200世帯

確保方策の内容

実施体制（職員人数）：こども家庭支援センター職員9名
 実施機関：こども部こども家庭支援センター

⑥ファミリー・サポート・センター(就学児)

育児の援助を受けたい人（おねがい会員）、育児の援助を行いたい人（まかせて会員）、両方とも希望をする人（どっちも会員）が、地域の中で支えあいながら子育てを行う会員組織です。会員相互の援助活動により、子育てをする家庭の育児を支援します。

◆量の見込み、確保方策

ファミリー・サポート・センター(就学児)		25年度 (実績値)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	低学年	1,351人日	1,344人日	1,338人日	1,331人日	1,324人日	1,318人日
	高学年	222人日	238人日	255人日	273人日	293人日	314人日
②確保方策			- 1,720人日	1,760人日	1,800人日	1,850人日	1,900人日
①-②			- -138人日	-167人日	-196人日	-233人日	-268人日

確保方策の内容

現在の提供体制を提供会員の増加により充実するとともに、依頼会員となる利用者への事業周知を図りながら、引き続き実施します。

◆会員数(平成26年3月31日現在)

まかせて会員	おねがい会員	どっちも会員	合計
299人	1,756人	229人	2,284人

⑦子育て短期支援事業(こどもショートステイ)

保護者が病気、看護、出産、出張、育児疲れなどで、一時的に子どもの養育が困難になったときに保護者に代わり施設において保育を行います。

平成27年4月現在、松戸市の児童養護施設晴香園で実施しています。

◆量の見込み、確保方策

子育て短期支援事業	25年度 (実績値)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	23人日	250人日	246人日	241人日	238人日	239人日
②確保方策	-	365人日	365人日	365人日	365人日	365人日
①-②	-	-115人日	-119人日	-124人日	-127人日	-126人日

確保方策の内容

現在の提供体制を維持して引き続き実施する一方で、現在の実施地が利用者にとって遠方であることから、実施先の変更を検討し、利便性の向上を図ります。



⑧延長保育事業

認可保育園において、保護者の就労形態、通勤時間などにより、基本保育時間内にお迎えができない場合、基本保育時間の前後に保育時間を延長して子どもを預かります。

◆量の見込み、確保方策

延長保育事業	25年度 (実績値)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	1,574人	1,907人	1,936人	1,986人	2,077人	2,207人
確保方策	-	1,925人	1,970人	2,025人	2,133人	2,282人
	18箇所	24箇所	24箇所	24箇所	24箇所	24箇所

確保方策の内容

保育標準時間と保育短時間を設定することにより、新たな延長保育時間を設定します。また、新規開設園でも延長保育を実施します。

⑨病児・病後児保育事業

※平成27年4月現在、浦安市では病児保育事業を実施していません。

病気の回復期のため、集団保育や家庭での保育が困難な子ども（病後児）を病院や保育所に併設された施設やファミリー・サポート・センターの会員が居宅等で預かります。

病児保育事業については、病院併設型での実施を前提とし、本計画期間中に検討を進め、事業開始を目指します。

◆量の見込み、確保方策

病後児保育事業		25年度 (実績値)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		449人日	683人日	683人日	685人日	682人日	686人日
② 確 保 方 策	病後児保育事業 【病院・保育園併設型】	-	3,132人日	3,132人日	3,132人日	3,132人日	3,132人日
	ファミリー・サポート・センター (病後児)【居宅型】	-	70人日	70人日	70人日	70人日	70人日
	①-②	-	-2,519人日	-2,519人日	-2,517人日	-2,520人日	-2,516人日

確保方策の内容

病後児保育事業

元町地域で開設する保育園で病後児保育を実施します。

ファミリー・サポート・センター事業（病後児）

現在の提供体制を提供会員の増加により充実するとともに、依頼会員となる利用者への事業周知を図りながら、引き続き実施します。

◆病後児保育事業実施施設一覧（平成27年4月現在）



施設名
浦安中央病院ぱんだルーム
ポピンズナーサリースクール新浦安 病後児保育室アクアルーム

⑩放課後児童健全育成事業

昼間保護者が留守となる家庭の児童及び小学校6年生までの療育手帳等の交付を受けている特別な支援を必要とする児童を小学校区ごとに設置した児童育成クラブで放課後児童支援員のもと、放課後に保育を行います。

◆量の見込み、確保方策

放課後児童健全育成事業		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
6-8歳の人口推計		4,911人	4,771人	4,750人	4,543人	4,238人
9-11歳の人口推計		5,345人	5,228人	5,084人	5,008人	4,819人
①量の見込み	(低学年)	1,557人	1,531人	1,518人	1,441人	1,327人
	(高学年)	540人	541人	515人	512人	495人
需要率(低学年)		31.7%	32.1%	32.0%	31.7%	31.3%
需要率(高学年)		10.1%	10.3%	10.1%	10.2%	10.3%
②確保方策	(低学年)	1,557人	1,531人	1,518人	1,441人	1,327人
	(高学年)	461人	491人	499人	549人	567人
①－②		79人	50人	16人	-37人	-72人

確保方策の内容

優先度の高い低学年及び高学年のうち4年生並びに全ての障がい児の受入れ体制を確保します。

また、その他の5・6年生の入会需要に対しては、別途専用の部屋の確保や安心して過ごせる環境運営体制が必要であることから、小学校の余裕教室の活用や異年齢児交流促進事業の拡充(夏季休業中の実施と増設)をはじめ、児童センターの整備、各公民館事業の充実を図り、放課後の居場所づくりを進めます。

◆コラム「放課後子ども総合プラン」

厚生労働省及び文部科学省が発表した「放課後子ども総合プラン」は、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子供教室(本市でいう児童育成クラブ及び放課後異年齢児交流促進事業)の計画的な整備等について定めるものです。

今後、本市の市長部局と教育委員会が連携し、総合的な放課後対策のあり方について協議を行い、児童育成クラブ及び放課後異年齢児交流促進事業の計画的な整備について検討を行います。

⑪妊婦健康診査

妊婦健康診査の徹底を図り、異常の早期発見に努め、適切な治療や指導等により、母体及び胎児の健康を促すことを目的として、妊娠期間中に合計 14 回まで、健康診査受診票を利用して医療機関で健診を受けることができます。

受診票を利用できない医療機関で受診した場合は、健康診査費用の助成をします。

◆妊婦健康診査の量の見込み、確保方策

妊婦健康診査	25年度 (実績値)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (受診票配付件数)	1,460件	1,500件	1,500件	1,500件	1,500件	1,500件
1人あたりの健診回数	14回	14回	14回	14回	14回	14回
健診回数 (受診人数×1人あたりの回数)	17,107回	21,000回	21,000回	21,000回	21,000回	21,000回

確保方策の内容

実施場所：全国医療機関
 実施時期：通年実施
 実施体制：医療機関との委託契約
 検査項目：国が定める基本的な妊婦健康診査項目

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

子ども・子育て支援法第 59 条に規定された新たな事業です。

世帯の所得の状況その他事情を勘案して、市が定める支給認定者が支払うべき教育・保育に必要な物品の購入費用等の全部又は一部を助成する事業です。

本市で実施する事業内容は、国の検討状況や地方自治体の取り組みなどを勘案し、計画期間中に検討を行います。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

子ども・子育て支援法第 59 条に規定された新たな事業です。

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究やその他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

平成 27 年 4 月現在、本市では多様な事業者が特定教育・保育施設等の設置、運営に参入していますが、今後も多様な主体が本制度に参入できるよう、民間事業者の意向や国の検討状況などを勘案し、計画期間中に検討を行います。

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供と体制の確保

(1) 認定こども園の設置数、設置時期その他普及にかかる考え方

平成 27 年 4 月に明海地区に私立の幼保連携型認定こども園を新設するとともに、公立幼稚園 8 園（若草、みなみ、堀江、美浜南、美浜北、北部、舞浜、明海）を幼稚園型認定こども園へ移行します。今後も公立幼稚園ならびに認可保育園を認定こども園へ移行するよう検討を進めます。

なお、私立幼稚園の特定教育・保育施設及び認定こども園への移行に関しては、継続的に運営事業者と協議を行い、認定こども園の普及に努めます。

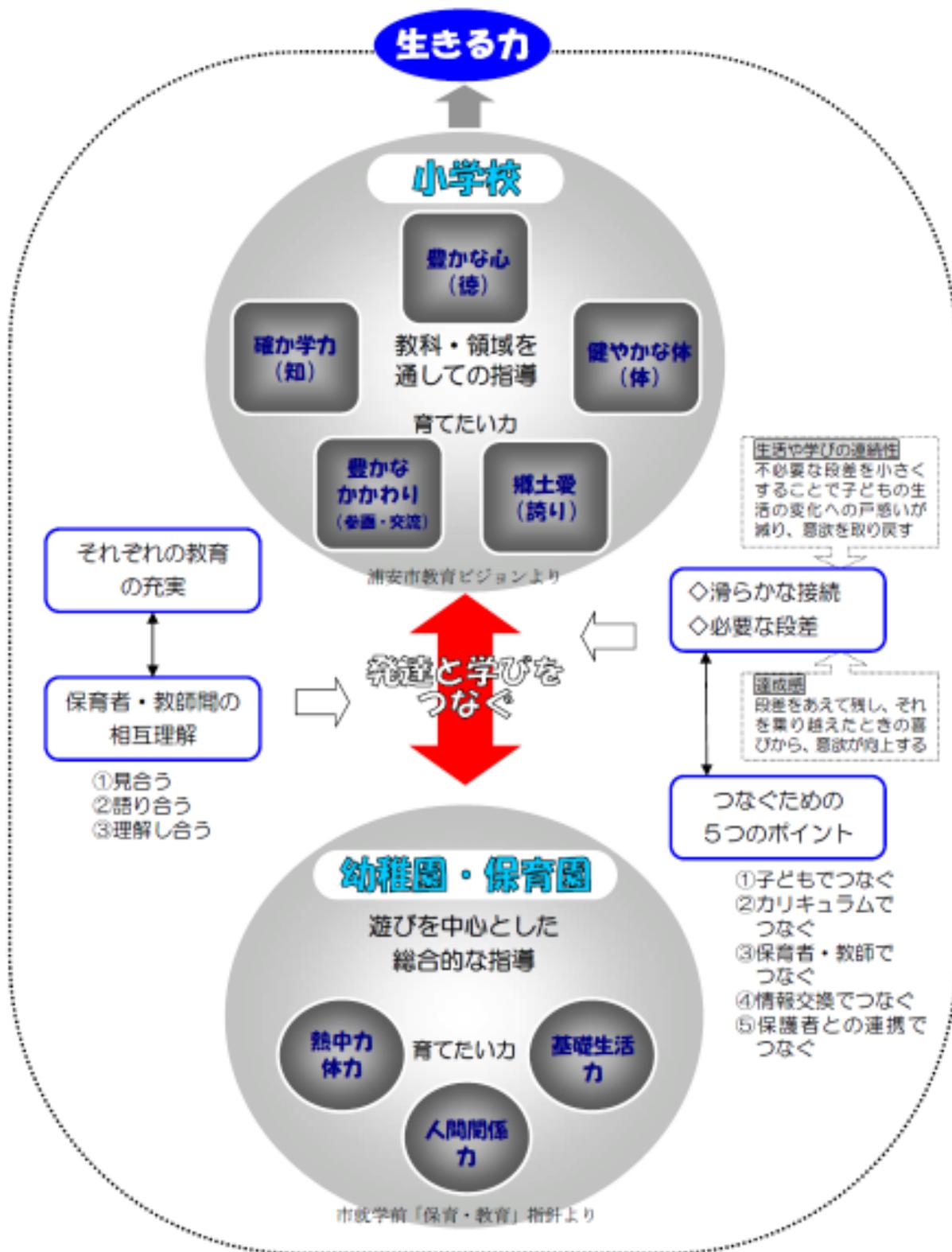
また、地域の教育・保育に係る提供体制を確保するため、小規模保育園の進出を促し、卒園後の受け皿として特定教育・保育施設との連携を図るとともに、私立幼稚園の新制度への円滑な移行を図るため、市において窓口を設置・明示するなど、円滑な意思疎通を図るよう体制を確保していきます。

(2) 幼稚園・保育園・小学校（幼・保・小）連携の取り組みの推進

浦安市では、就学前の子どもに対し、どの保育施設・教育施設に通園しても、同じように質の高い保育・教育が受けられることができるよう、統一した指針として、平成 21 年 9 月に“浦安市就学前「保育・教育」指針”を策定しました。さらに、平成 25 年 3 月には“浦安市教育ビジョン”とのつながりを明確にし、現場の声を活かした幼・保・小連携の実践的な内容を充実した改訂版を策定しました。本計画においても、この指針に基づいた幼・保・小連携の取り組みを推進します。

また、公立保育園と公立幼稚園の園長、副園長と主任教諭が合同会議や合同研修会を実施しており、講師を招へいして今日的な課題について講義を通して共有し、課題解決に向けた討議を行い、共通理解を図る取り組みを行うとともに、保育士と幼稚園教諭は保育・教育の質の向上のための研修会に合同で参加するなど保育園と幼稚園の連携を進めており、今後もこれらの取り組みを推進していきます。

◆幼・保・小連携の考え方



※「平成20・21・22年度幼保小連携教育協議会報告」より引用

＜任意記載事項＞

5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項

本計画の策定にあたり、平成25年10月に実施した「浦安市子ども・子育て支援事業計画に関する基礎調査」の結果を踏まえ、本計画では計画期間である平成27年度から平成31年度までの特定教育・保育施設等に対する量の見込み及び確保方策を定めています。この5か年の量の見込み及び確保方策をもとに、産前・産後休業、育児休業明けの特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に向け、計画的な整備を実施していきます。

さらに、地域の教育・保育に係る提供体制を確保するため、家庭的保育（保育ママ）の拡充や小規模保育施設の進出を促進し、保護者が利用を希望する際に、多様な選択ができる環境を整えます。

また、保護者が産後休業、育児休業後に利用する特定教育・保育施設等を事前に把握し、適切な選択ができるように、子育てハンドブックや子育てポータルサイト「MY浦安」などの情報媒体を活用した情報提供を行うとともに、妊娠後の子育てケアプラン作成時に、子育てケアマネジャーと保健師が、育児休業の取得期間や就労の有無に応じた休業明けの保育利用について、保護者に寄り添いながら今後の見通しを立てるなど、特定教育・保育施設や特定地域型保育事業等の円滑な利用へつなげます。

6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

（1）児童虐待防止対策の充実

児童虐待を未然に防ぐための子育て支援の推進や児童虐待の防止を目的とした「浦安市の子どもをみんなで守る条例」に基づき、児童虐待の早期発見を促すための保育士、教職員、児童福祉に携わる職員等に向けた研修会や市民向けの広報、啓発を行うとともに、子ども自身が児童虐待に気づき、自ら相談ができるように小・中学校の児童、生徒に対して相談先の周知を図ります。

また、子育て相談や家庭児童相談等の相談事業に加え、保健師による保健指導、乳児家庭全戸訪問、母子保健推進員や産前・産後サポーターの訪問等を通じて、育児不安や育児ストレスがある家庭、特定妊婦、問題を抱えた家庭を早期に発見し、養育支援訪問事業等の適切な支援を継続的に行います。

さらに、児童虐待を受けたと思われる児童とその保護者に対しては、要保護児童対策地域協議会による各関係機関との情報共有や児童相談所との連携強化により、各家庭の状況に応じた細やかな支援を継続して実施し、児童虐待の防止に努めます。

(2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の施行により、父子家庭に対する福祉の措置に関する規定が新設されました。こうした法改正を踏まえ、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、子どもの健やかな成長を図るため、母子・父子自立支援員によるひとり親家庭の生活などの相談支援や自立に必要な指導・助言を行うとともに、未就学児のいるひとり親家庭で、父母が病気・就職活動などで一時的に生活援助を必要としている場合や生活環境の変化などで日常生活に支障が生じている場合に、ホームヘルパーの派遣を行います。

また、ひとり親家庭の自立促進を目的として、パソコン教室、就労支援講座の開催やハローワークなどの関係機関と連携を取りながら、個別の自立支援プログラムを策定することに加え、ひとり親家庭の就業をより効果的に促進するため、教育訓練講座や高等技能訓練の受講者に給付金を支給します。

さらに、経済的負担の軽減を目的に、18歳未満の子ども及びその親が病院などで保険診療を受けた場合の医療費の一部助成や賃貸住宅に暮らすひとり親家庭への住宅手当の支給を行うほか、保育園の入園、児童育成クラブや子育て短期支援事業などの利用に優先的な配慮を図ります。

(3) 障がい児支援の充実等

こども発達センターが児童発達支援センターの指定を受けたことで、中核的な療育支援の施設として、地域全体への療育支援機能を強化・拡充します。

保育園や幼稚園においては、必要に応じて補助教員等を配置し、小中学校の通常の学級及び特別支援学級においては、特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりのニーズに応じたきめの細かい教育を推進し、障がいのある子どもの支援体制の充実を図ります。また、医療的ケアを常時必要とする障がいのある子どもの学校等における医療的ケアの実施方針について検討していきます。

さらに、計画相談等を通じたサポートファイルの活用や、発達障がいのある子どもへの支援事業である青少年サポート事業等を通じて、ライフステージを通じた途切れのない支援体制を推進していきます。

なお、障がい児支援の量の見込みについては、浦安市障がい者福祉計画の計画期間である平成27年度から平成29年度を掲載し、本計画の見直しの目安としている中間年度（平成29年度）に平成30年度以降の量の見込みを算出します。

障がい児支援の量の見込み (浦安市障がい者福祉計画より一部抜粋)

サービス名	内容	主な利用対象者像
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	未就学の障がいのある児童
医療型児童発達支援	児童発達支援のサービスとともに、治療も行います。	肢体が不自由な児童
放課後等デイサービス	放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に行い、自立を促します。また、放課後などの居場所づくりとしての役割も担います。	小中高校生の障がいのある児童
保育所等訪問支援	集団生活への適応のための専門的な支援をおこない、保育所などの安定した利用を目指します。	保育所などを現在利用中または利用を予定している障がいのある児童
障害児入所支援	日常生活の指導や独立自活に必要な知識技能の獲得の支援を行います。	障がいのある児童
障害児相談支援	障害児通所支援の支給決定または支給決定の変更前、障害児支援利用計画の作成を行います。	障害児通所支援を利用するすべての障がい児

【量の見込み】

(月間)

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	人日	1,202	1,320	1,450
	実人数	185	203	223
医療型児童発達支援	人日	4	4	4
	実人数	1	1	1
放課後等デイサービス	人日	850	938	1,034
	実人数	125	138	152
保育所等訪問支援	回数	8	8	8
	実人数	8	8	8
障害児相談支援	実人数(年間)	300	320	340

7 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

厚生労働省が定める「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」には、「誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかねばならない。」とあります。

仕事と生活の調和の実現のためには、労働者が自らの仕事と生活の調和の在り方について考え、周囲の理解を得ながらその実現を目指すとともに、企業側による業務の見直しや職場風土の改革等がより一層必要となります。

そのため、市民に向けた仕事と家庭生活の両立に関する講座の開催、育児・介護休業制度に関する情報提供や啓発に加え、新しい働き方に対する選択肢を増やすため、女性の再就職支援講座、労働相談、再就職に関する情報提供や相談などを実施します。

企業に向けては、セミナー開催や意識啓発の実施を通して、労働者の仕事と生活の調和の実現に向けた環境醸成の推進を図ります。また、優良企業表彰制度を活用してワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を表彰し、その活動を支援する制度を検討します。

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

共働き家庭の増加や多様化する働き方に応じて、特定教育・保育施設等の拡充やその他保育サービスの充実が求められています。こうした子育て家庭の意向を踏まえ、認可保育園の整備や認可外保育施設の認可保育園への移行、家庭的保育（保育ママ）をはじめとした地域型保育事業の拡充に加え、在園中に親が働き始めた場合も子どもが同じ園に通い続けられる特性を持ち、保護者や子どもにとって利用がしやすい幼保連携型認定こども園への移行の検討を行います。さらに、公立幼稚園のうち、預かり保育を実施する園を幼稚園型認定こども園に移行し、保護者の就労などにより家庭での保育が困難な園児を、幼稚園の教育時間の前後に保育を行います。

また、特定教育・保育施設等の拡充に加え、休日保育や認可保育園での早朝及び夕方方の延長保育、病院や保育園に併設された施設での病後児保育、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業等の多様な保育サービスを提供し、その充実を図ります。

病児保育事業については、病院併設型での実施を前提とし、本計画期間中に検討を進め、事業開始を目指します。